

第百六十二回 参議院法務委員会會議録第二十二号

平成十七年六月九日(木曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

六月七日

廣田 一君

補欠選任

江田 五月君

六月九日

辞任

尾辻 秀久君

補欠選任

秋元 司君

松岡 徹君

峰崎 直樹君

出席者は左のとおり。

委員長

渡辺 孝男君

理事

松村 龍二君

吉田 博美君

千葉 景子君

木庭健太郎君

委員

秋元 司君

荒井 正吾君

山東 昭子君

陣内 孝雄君

関谷 勝嗣君

鶴保 庸介君

江田 五月君

前川 清成君

峰崎 直樹君

築瀬 進君

浜四津敏子君

井上 哲士君

国務大臣

法務大臣

南野知恵子君

副大臣

内閣府副大臣 七条 明君
法務副大臣 滝 実君
大臣政務官 富田 茂之君
法務大臣政務官 段本 幸男君
財務大臣政務官 田中 英明君
事務局側 常任委員会専門員 小島愛之助君
公正取引委員会事務総局官房審議官 振角 秀行君
金融庁総務企画局審議官 厚木 進君
金融庁総務企画局審議官 鈴木 勝康君
金融庁総務企画局審議官 板倉 敏和君
総務省自治税務局長 寺田 逸郎君
法務省民事局長 佐々木豊成君
財務大臣官房審議官 舟木 隆君
経済産業大臣官房審議官 鈴木 正徳君
中小企業庁事業環境部長 鈴木 正徳君

本日、江田五月君が選任されました。
また、本日、松岡徹君及び尾辻秀久君が委員を辞任され、その補欠として峰崎直樹君及び秋元司君が選任されました。

○委員長(渡辺孝男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に公正取引委員会事務総局官房審議官小島愛之助君、金融庁総務企画局審議官振角秀行君、金融庁総務企画局審議官厚木進君、金融庁総務企画局審議官鈴木勝康君、総務省自治税務局長板倉敏和君、法務省民事局長寺田逸郎君、財務大臣官房審議官佐々木豊成君、経済産業大臣官房審議官鈴木正徳君、中小企業庁事業環境部長鈴木正徳君、財務大臣官房審議官舟木隆君、金融庁総務企画局審議官鈴木勝康君、金融庁総務企画局審議官板倉敏和君、総務省自治税務局長寺田逸郎君、法務省民事局長佐々木豊成君、財務大臣官房審議官舟木隆君、経済産業大臣官房審議官鈴木正徳君、中小企業庁事業環境部長鈴木正徳君、環境部長鈴木正徳君を出席させようとするに御異議ございませんか。
〔異議なしと答ふ者あり〕
○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。
質疑のある方は順次御発言願います。
○秋元司君 自由民主党の秋元司でございます。今日は差し替えという形でこの委員会の質問に立たせていただきました。座ってよろしいんですか。座ってよろしいんですか。座ってよろしいんですか。
○委員長(渡辺孝男君) はい。
○秋元司君 よろしいですか。失礼しました。差し替えということでは質問をさせていただきます。ですから、実は、この今日の日のを迎えるまでに与野党ともにいろんな活発な議論があったと思うんですが、今日は私は議事録を一切見ない形で質問に臨ませていただきますので、多少ダブる形があったらお許しください。ありがとうございます。

まず、私、今回のこの法整備につきまして様々な思いがいたしております。いろいろと幾つか、何点かあるわけでありまして、当然、設立時の出資額の規制の撤廃とか、又は中小企業に向けた会計参与の制度の創設、そういった前向きな法整備については非常に私は喜ばしいことであると思っております。これからのこともっとベンチャーが出てくる、そしてそのベンチャーがもっととっとと発展しやすくなる。又は中小企業についても、今後、日本の伝統と文化がある中小企業であるわけでありまして、もっととっととこれから発展するためにはやはりこの会計というものをしっかりとやらなければならない。そういうことの中でのこういったものの創設、これは大いに奨励するものでありますけれども、当然、法改正をする中には、メリット、多少の不安、デメリットはある中に、これを法改正した後、様々な障害が出てしまつてはいたさうか大変である、そういった思いの中で今日は質問をさせていただきます。

思ったのか。そして今、日本における経済の状況、特にバブル崩壊後、日本の企業が低迷する中で数多くの外資系企業が日本へ進出してき、またそのおかげで良くなった面もあれば、一部、ハゲタカファンドと呼ばれる中で日本の資産が一部食い物になってしまった。そういったことが混在する状況の中で、今回の法整備の必要性について大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(南野知恵子君) お答えいたします。

合併対価の柔軟化を含めた企業の組織再編行為の柔軟化に対する改正、また基本的には我が国企業の国際競争力の強化にとって組織再編の効率性、柔軟性を高めることが重要である、そのような観点から改正を、観点から行っております。

組織再編行為の柔軟化につきましては、我が国経済界のかねてからの要望事項でもあり、会社法制の現代化に関する要綱草案におけるパブリックコメントでも、日本経団連を始めとして経済界からの賛成意見のみが寄せられておりました。具体的改正内容につきましては、法制審議会等において、商法学界、経済界、関係省庁等を代表する委員の先生方等に十分御議論いただきまして、この上で決定させていただいたわけでございます。

○秋元司君 という話から、大臣の話から想定させていただきますと、あくまでこれは日本側の企業の、又は日本側のそういった各団体からの要望に基づいて法務省として議論を始めた、こういった理解でよろしいでしょうか、大臣。

○国務大臣(南野知恵子君) 我が国の商法でございまして、我が国のスタイルというものを取っているというところでございます。

○秋元司君 実は、なぜ今日はそういった質問を冒頭に持ってきたかということですが、郵政の民営化を始め、この委員会では関係ある司法制度の改正と、いろんな様々な議論が出てきて、今現在も審議中のものもあり、そしてもう続行されたものもあるわけでありまして、実はこういったものが日本でクローズアップされるきつ

けというのは、一部こういったことが議論しているグループもありますけれども、非常にアメリカが日本に対して様々なことを、規制改革を含めた要望書を毎年出している、こういった話があるわけでありまして。

この話をひもとくと、当然、日米貿易摩擦、それから日米構造協議という話になる中に、あのときは様々な要望を日本に対してアメリカが行ってきた。しばらくその話があるわけであってありますから、私はもう一つきつりそうといったものはないのかなと思っていたわけでありまして、それが実は構造協議、スーパー三〇一条以来ずっと毎年のように形を変えて、年次改革要望書であり、又は近年では日米規制改革及び競争政策イニシアチブに基づく日本国政府への米國要望書という形で毎年のように要望書が送られていて、この現実を見る中に、私もそういった話を興味を持ちまして、この資料をどこで手に入れることができるのかと思ったら、簡単にホームページで、アメリカの日本にある在日米大使館、このホームページにアクセスすると、丁寧に日本語に和訳されておりまして、その要望書を見させていただきますところでありまして。

その要望書を見ますと、中にはいろいろたくさん羅列されているわけでありまして、主に個別産業別の市場参入という形で、いろんな形で項目別の中に、実はこの今回の会社現代法は、特に合併対価の柔軟化、このことについてアメリカからの「商法」という項目の中にきつちりというんな要望が書かれておりました。その中にこの三角合併もあり、そして当然外国株を使った株主交換を認めるべきだという要望もあって、その、御丁寧にその締めくくりには、しっかりと次期通常国会に提出をするようにということまで明記されているわけでありまして、次期通常国会でありますから、実はこの要望書が出されたのは二〇〇四年の十月でありまして、毎年この十月、秋ごろにはアメリカからしつかり来る。それで、昨年の四月ごろにこれが来た。

それで、日本でも議論になってきているし、さかのぼって見ますと必ずしもそういったことが触れられたことがあるわけでありまして、法務省としては一応この事実確認を、アメリカの要望書というのを目に触れながら、体しながら、一応は検討の余地に入っているのか。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、この合併対価の柔軟化を始めとする会社の組織再編行為に係る規制の改革に関する要望、これはアメリカ政府の方からも、今委員の御指摘のとおり、日米規制改革及び競争政策イニシアチブに基づく日本国政府への米國要望書、具体的には二〇〇四年の十月に出されておりますけれども、それで我々も目にしたところでございまして。この中では、今申し上げた三角合併等が具体的な要望項目として挙げられているところでございます。

○秋元司君 ちなみに、参考までにお伺いしたいんですが、こういって見ると、要望書、当然ホームページをアクセスすれば見れるわけなんです、担当官、こういったものに対する担当官は、まあ役人の方でもだれでも見れるわけでありまして、けれども、一応、要望書が公式に日本国政府に出されたときには、形として、これ何か外務省から各省に振られてくるのか、若しくは官邸側辺りで、今回はこういう要望書が来たから、各省に振り分けられて、今回アメリカからはこういう要望書が来ているというふうに出されるのか、こういった経緯になつていっているんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 具体的にこの二〇〇四年の十月がどうだったかということとはちょっと今承知しておりませんが、一般的にこの米國政府の要望書はおっしゃるとおり毎年出されておまして、それは関係省庁の関係する部分についてそれぞれ省庁の担当官に送られてくるわけでございます。

○秋元司君 当然、そういうことですから、まあアメリカという国ですから、日本もそれについて無視するわけにはいかないということの中で何らかの回答を出していかなくちゃいけない、そういう

うことの中で一生懸命役所で取りあえずは審議をし、そして外すものは外し、そしていいと思うものは採用して、それなりに法を通すためには、まず与党との法案のすり合わせということになるんじゃないかと思うんですけども、過去において、そういう要望書が来たときに、まあこれは日本にそぐわないから外そうということをもった例というものはあるんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは私、ちょっと今具体的にどういう項目があるかは承知してはおりませんが、アメリカの要望が一〇〇%満たされるということとはこれは現実にはないことでもございまして、今回のアメリカ政府の要望書に含まれているかどうかと記憶がございませぬけれども、一般的に外国の株式会社と日本の株式会社とがそれ自体として合併するということの要望が外国から例えば寄せられて、アメリカからも当然そういう要望が、この要望書に載っていたかどうか記憶がございませぬけれども、ございまして、それについては今回実現していないわけでございまして。例えば、そういう項目があることは、これはもう全く否定できないところだろうというふうに思います。

○秋元司君 是非、これは私からの逆に要望でありますけれども、やっぱり日本は日本独自の考え方があって、当然、今グローバル化と言われている中で日本も企業の会計基準、これを国際基準に当てはめていこう、そういった動きの中で議論があるのは承知しております。ただ、日本というのはやっぱり、俗に言う、アメリカとは国の成り立ちが違つて、これは自然発生的にできた国家である、アメリカは人工国家である、そういった企業に対するインフラ、そういったことも違うわけでありまして、やはり日本独自のものをしっかりと考えていただいて、やっぱり民間、いろんな団体と協議しながらいろんなものを進めていただきたい、そのように思わしていただくと

そういった中で、今回の法整備、先ほど大臣の方から、これは日本の団体から要望があった、だからしっかりやっていかなくちゃいけない、そういうお話でありましたから、大臣のお言葉を信じて、今回の法制は、法整備は日本のためになるんだということの中で私も理解をさせていただきたいなと思うわけですが、ただ若干気になるのは、最近、大手企業といえども、大株主が多くなっているという状況が、アメリカの市場に比べて、そうなりまして、アメリカの市場に合わせた日本の現地法人の体制もしていかななくちゃいけない、そういった様々な問題を含んでいることの中で非常に複雑な要因が発生していると思いますので、その辺も含めて今後とも冷静な対処をしていただきたい、そのように冒頭に御要望を申し上げさせていただきますと思います。

次に、ちょっと個別的な話になりますが、M&Aについてでありますけれども、今回のM&A、特に合併対価の柔軟化、正にアメリカの親会社の株価をもつて日本の子会社がいわゆる消滅する会社を買収して、結果的には、この消滅会社の株主、そこに外国株を充てて合併しようという案でありますけれども、これについては我が党でもいろいろ議論になりましたし、まあこの議論の引き金というのは、固有名詞を出して大変恐縮なんですけれども、ライブドアさんのいろんな報道によって、まああの報道がすべて正しかったとは思いませんけれども、いろいろと不安な要素もあったというの私は事実であるうと思っております。

そういったことの中に、非常にこのM&A、特に今回の合併対価の柔軟化については非常に注目された点であったと思うんですが、まずこの三角合併等が発生する、発生するというのは、当然株を交換するわけですから、そのときは当然日本の子会社を通じての交換、そういった

ことにつながると思っていますので、そこで譲渡課税、これが発生するわけでありまして、これも、これ日本では、日本企業がやった場合においてはこれ繰延べが許されるという話であったと思うんですが、外国企業がやった場合においては、これ繰延べ、認められる形になっていくのでしょうか。これ、財務省ですかね。

○政府参考人(佐々木豊成君) 三角合併についてこのようにございまして、正に御指摘のとおり、原則、合併一般原則につきまして申し上げますと、そこに資産の移転が行われるわけでございまして、その原則課税でございまして、商法、平成十二年、十三年、商法改正ございまして、企業再編法制が整備されたときに、一定のグループ内の合併あるいは共同事業を行うような企業再編につきましては一定の要件の下に課税の繰延べを認めるというような措置を、税制上の措置をとっております。

ただ、その企業再編の条件としまして、合併の場合には、被合併法人の株主が合併法人の株を受け取るということと条件としております。そういうわけで、今回の合併等対価の柔軟化ということと三角合併を行います場合、親会社の株式を、相手方の株式とやなくてその親会社の株式を受け取るという場合には税制上の手当てがなされておられませんので、日本の企業も外国の企業もいずれも課税になります。

○秋元司君 ちなみに、参考までに諸外国の状況を聞かせていただきたいんですけども、まあ一番近いので、じゃアメリカの状況、もし分かればお願いしたいと思います。

○政府参考人(佐々木豊成君) 諸外国の状況というところでございまして、三角合併という制度そのものが認められておりますのが、諸外国といえども全部調べたわけではございません、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの四か国で見ました場合には、三角合併という形態が認められておりますのはアメリカだけでございます。

そのアメリカの場合も課税関係は、三角合併の場合に直ちに課税関係が生じないというわけではありまして、その一定の条件を、株主あるいは継続して株主になるとか、幾つかの条件を付した上で、課税関係、課税の繰延べが認められるというような制限付きでございまして。

○秋元司君 今のお話でもありましたように、今回の三角合併、日本ではこういう制度を導入したわけでありまして、導入しようという今動きでありますけれどもね。実は諸外国においては、特にヨーロッパ等ではこの三角合併という制度がないんですよ。ですから、私が非常に気になるのは、もともとアメリカにおいても、アメリカはそれぞれ州法での話でありますから全部五十数州がこれを導入しているというわけでもないということが事実ありますから、そういうことにおいては、日本がまずこれをなぜ導入しなくちゃいけないのかというのいささか疑問が残るわけでありまして。

まあ、それはさておきまして、いずれにしても、導入するということになれば当然これを使いやすくするしかないわけでありまして、これが言ってみれば一種の、何といいますが、買収の防衛策にも一部なるのかなという、日本側から見ればそれはいい解釈になるわけでありまして、また、せっかく、こういったことを導入することによって、国際金融市場又は国際証券市場からどんどんと投資を促進するという面からは非常にこれ使い勝手が悪い制度になって、非常に相矛盾した制度になっているんじゃないかなと思う中に、まあ私は日本の立場から考えますとこれはこのままでもいいという気持ちもありますけれども、制度をもっともつと、つくつたならば使いやすくするという原理原則からいえば、この点、今後は協議していかなくちゃいけない事項じゃないかなというふうに思う次第であります。

要は、今回の、今のお話にもありましたとおり、やっぱり私がなぜ三角合併についてこんなにこだわったかというと、日本がいろんな法改正をする

ときに、当然、法改正をするわけでありまして、今、日本が抱えている現状、そういったものもやるわけでありまして、多くの過去、先輩議員から聞くと、よく日本的なやり方としてあるんだよなという話も聞いた次第でありまして、それは具体的にどういう経緯がどれたと今日は申し上げませんが、そういうことの中にこの三角合併というのは非常に一部そういった疑問が残る私は制度じゃないかなと思う次第であります。

そして、当然、冒頭にも申し上げましたけれども、グローバル化ということ議論するのであれば、やっぱり日本はヨーロッパそしてアジア、そういった国々との協調ということもあると思うので、すべて経済の分野においてアメリカだけに偏るということは私はいささか疑問が残るなと思う中で、この点を一点だけ指摘させていただきたいと思っております。

そういったことの中で、当然日本における対日投資というものを促進する、これは当然、そのことによって日本の経済を活性化させる、そういった議論の中でこの話があるわけでありまして、この活性化の中には当然新しい雇用が生まれたり、そして新市場が生まれ、創成される、これが理想の姿であると思いますが、今現在、例えば日産みたいな成功例だけがあるわけじゃなくて、外資系対日投資の結果どういう実態があるかという、当然仕事の中は、オーナーが替わっただけじゃなくて、一部営業譲渡がされたり、そしてまた、そういったいろんな資産をばんばん丸ごと買い取ってしまつて、日本の企業の現状とそぐわない大きな金が出たと動いて、それで一瞬日本は不良債権処理されて良かったのかなという話も起こるわけでありまして、またそれを安い金で買われたものを日本が高い金で買わされてしまう、そ

ういった悪循環になっているケースもある。

そういったことの中で、やはり私は、早期に日本における投資のメカニズムと、そして金融のメカニズム、特に日本の場合には長く間接金融ということの中に、まだまだ直接投資、それがイコール株価に反映されて配当も出てという社会にはなっていないわけでありまして、まだまだ日本の金融機関が果たしていく役割、やっと不良債権が減ってきて、今は何か金融機関にはお金がだいぶついている、そんな話もありますけれども、私は一刻も早く金融機関にしっかりと指導、指導と言おう言葉に語弊がありますから、しっかりと育成をして、そして、言ってみればビジネスモデルをちゃんと自分たちを議論して、そこにしっかりと融資なり投資なりをしていく、そういった方向に持っていくべきじゃないのかな、そういった思いが強いわけでありまして、金融庁、今金融機関に対する育成、どういったことを考えていらっしゃるか、お願いしたいと思います。

○政府参考人(鈴木勝康君) ただいま大変示唆に富む御指摘を賜ったわけでございますが、将来性のある企業ですとか、確たるビジネスモデルを持った企業を含みますような企業に対する金融機関の融資の在り方といった点でございますけれども、御指摘のとおり、こういった与信先の将来の技術力ですとか販売力ですとか成長性ですとか、そういったものをしっかりと見ていくと、それからもとより、事業計画ですとか財務状況、返済財源も的確に把握すると。そうした中で、将来性をもかんがみて、これらの情報を基に健全な借り手に対してその信用リスクに応じた金利設定等を行っていくと、適切な融資を行うと、こういうことが重要であるという御指摘であると思っておりますし、私どもも同様な認識を持っているわけでございます。

御承知のように、金融庁としましては、昨年末に公表しました金融改革プログラム、それから三月末に公表いたしております地域密着型の金融機能の強化の推進に関するアクションプログラムに

おきましても、そういった観点から、例えば起業・事業展開に関する情報の提供ですとか、創業・新事業の成長段階に応じた適切な支援ですとか、創業・新事業支援機能等の強化に向けた取組を行うよう要請しているところでございます。

御指摘のように、金融庁としましては、今後とも各金融機関に対して、担保ですとか保証に過度に依存しない、そうした融資に対する取組を一層推進していくことを要請すること等によりまして、今御指摘いただきました将来性のある企業や、確たるビジネスモデルを持った企業を含む中小企業等への円滑な資金供給が図られるよう、今後とも努めてまいりたいと考えております。

○秋元司君 是非それを推進していただきたい、市場というか、一部の銀行さん又は企業から結局話を聞きますと、どうしても金融庁さん、取締役官庁になっちゃったのかなんて、そんなこともちろほら聞きますので、やはり両面を持ってやっていくんだと、そういったことで頑張っている。次に移らせていただきますが、次に買取防衛策に関する指針についてであります。

実は、立派なものを作っていた、このことについては大変私も敬意を申したい、そのように思う次第でありますけれども、実は、こういう買取だとか買取防衛策、これはあくまで、あくまでこれは市場が考える話でありまして、本来役所がこういう指針を作るということも、本場の健全な民間の市場の姿から考えると果たしてどうかという気持ちもあるわけでありまして、これは実

に日本の考え方であるというところをまず指摘させていだきながら、しかし、さりとてそうはいっても、まだ日本における企業防衛策又はこういった考えについては全然まだ一般にはよく分からないということでございますから、日本の役所がこういったものを指針を作りながら、これがあ程度の最低限のラインだよということを示すことは大変私はいいいことであつたと、そう思わしていただいたわけであります。

当然、この防衛という話になりますと、先ほども申し上げましたが、例のライブドアの件によつて、防衛策、やはり何か企業としてはとにかく防衛しなくちゃいけないということの中で、やっぱり過剰防衛というのが非常に今後行われるような気がして、そうすると、日本国内においてもいろんなMアンドAというのが進んでいく中に、MアンドAそのものを全然私は否定するものじゃありませんから、もともと企業が又は株主がそれぞれの意識の中で向上するということは私は当然のことであるし、そうであつてはならなくちゃいけない。それで、会社を任されている役員もそれぞれ切磋琢磨しながら伸びていくためには、常にこういったものが表裏一体であるということは私は必要性を感じるわけであります。

その中におきまして、この指針に関しまして、ちよつと中でお伺いしたいことがあるわけでありますけれども、いただいた紙の中の、特に取締役会の決議による導入。これは株主総会の決議による導入と取締役会の決議による導入、二パターン、これは用意された紙になっておりますが、取締役会決議による導入の中にこれは二つ分かれていて、要は、取締役会の中である程度ものをこの防衛策というものを決めていくパターンと、そして別に、何といいますか、企業監視、監査するということの中で、別途組織をつくって外部監査を、独立社外型チェックをするという形で、言葉で言うとか客観的廃止要件設定型というんですかね、枠の中に二つあるわけでありまして、そこで、この客観的廃止要件設定型の中に「廃止要件の客観性の確保」というふうに書かれてい

るんですけれども、これ具体的にどういう意味ですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) ちよつと余り耳慣れないことかと思つたので、少し御説明申し上げます。

これは、先ほども委員からも御指摘がありましたように、これまでいろいろ御議論が企業防衛策についてはあつて、それを大筋どういふところ

かといふことの一種のスタンダードみたいなものを役所の方で、経済産業省と法務省でございまして、取りまとめたわけでございます。その取りまとめにつきましては、しかし、専門家の学者の先生、企業の方々等、様々なお立場もおりになりましたけれども、大体、最大公約数的なところはこんなところかといふところでまとめたものでございまして、その中で廃止要件の客観性というのがございます。

これは、この指針の立場からいいますと、どういふものであれば絶対裁判所で適法と認められるかといふことがなかなか言いにくいところでございますので、しかし、より合理的なものはどういふことかといふことでのいろんな基準も明示しているところでございます。その中で一つ出てくるところでございまして、元々、株主の共同の利益を保護するために必要かつ相当というのが大原則でございまして、この取締役の裁量の範囲を余りに広くすると、それが著しく不公正な方法によるものとされることに近づく、できるだけそういうところから遠ざかることによつて合理性が高まると、こういう考え方をしているわけでございます。

具体的には、取締役会の濫用を防止する一つの方法として客観的廃止要件というのを御提示しているものでございまして、具体的には、例えば買取者が時価に比ばまして相当のプレミアムを付けて買取提案をしたような場合には、これはあらかじめそういう客観上限というのを定めておいた上で、それに合致した場合には自動的に新株予約権が消却されると。つまり、それでもってかは敵対的買取についての防衛の状況を脱するということが分かるというようにしておけば、これは取締役から見ますと、自動的にその発動がされるわけでございまして、恣意性がなくなると、こういう考え方に基づいているわけでございます。

○秋元司君 もう時間が来ましたんで、これだけにさせていただきますと思いますが。

ん入り込むわけでありますから、今後とも法務省挙げて、まずこのPRについて、今後、法が決まりましたらどんどんやって、誤解とそして混乱がないようにどんどんと広報活動もしていただきたいと思ひますし、実はこの件にちよつと触れたというのは、これから司法制度改革によりましてロースクールも増やして弁護士も増えていく。そのなるとどうなっていくかという、弁護士の方の皆さんの職があるのはいいことなんですけれども、しかし、これから日本もアメリカのような、何というんですか、訴訟国家になつてしまふのかな、そういう危険性がある中に、そうなりますと、企業はそれぞれ防衛、いろんなものに対する費用のコストというものが掛かつてくる。そうすると、結果的にはそれは競争力が落ちてしまふ、そういう危険性もはらんでゐる、そういうことという要件でございますので、いろんなことがある中で、関係各位の皆さんも、政府の力をもつてこれを克服する形で頑張つていただきたいと思ひます。

以上です。

○前川清成君 民主党の前川清成でございます。寺田民事局長のお顔を久しぶりに拝見いたしましたのでこの機会にお伺ひしたいんですが、三月八日の予算委員会、大臣が私の質問に答えて、出資法及び利息制限法の定める制限金利の引下げについては法務省で調査研究していただくというふうにお答えいただいたんですが、寺田局長にその後の作業の進捗状況をお伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(寺田逸郎君) 確かに、三月の予算委員会、この出資法及びそれに関連して利息制限法の問題について前川先生から御提示をいただきましたので、その際に法務省で調査研究を行うことについて答弁を申し上げたところでございます。

で、この上限金利等でございますけれども、平成十五年に御承知のように法定刑の引上げ等の罰則が強化され、さらに附則において三年を目途として検討を加えると、こういうことになっておりますので、これを念頭に置いた上でその研究、検討を行うわけでございますが、当省の刑事局を中心にして、出資法と利息制限法の上限金利の在り方について検討を行っているところでございますが、特に刑事事件につきまして、平成十六年の起訴件数というものが九百三十九件と、前年に比べてやや減少をいたしましたものの、以前に比べると非常に高い水準で推移しているところで、これは非常に高い水準にあるという認識は持っているところでございます。

それで、検討の状況の方でございますけれども、各種の外国法制について先ほど申しました部署で検討を整理をしているところでございますが、それぞれの法制の在り方あるいは背景にある社会情勢がそれぞれ異なりますのでその整理が非常に困難であるということ、具体的にもう少し各国の状況を調べることはなかなか表面的な法制の異同だけで判断が付きにくいというところでございます。現在、諸外国の更に詳しい状況について具体的に照会を行っているところでございます。

例えば、諸外国において一体無担保融資というのがどの程度利用されているのか、担保の有無ということが問題になりますし、刑罰規定の実際の件数、あるいは起訴された場合の量刑、この辺りも相当に詳しく分析してみなければ分からない、こういう立場でございます。

○前川清成君 今私がお尋ねしたのは三月九日以降本日までの作業状況をお尋ねしたんですけれども、ちよつとそれをお尋ねすると時間もなくなると思ひますので、次に進ませていただきたいと思います。

会社法の二条の第三号、子会社の定義がありますが、この定義の趣旨がよく分かりません。会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社については当然に子会社になると、それに加えて、その他、当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものが子会社になる

と、こういう趣旨でよろしいんでしょうか。はい、いいえで結構です。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、前川委員に改めて申し上げるまでもないかもしれませんが、この会社が云々で、株式会社その他の云々で法務省令で定めるものと、こういう定義でございます。つまり、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社というのは、この経営を支配している法人の例示として示しているものでございまして、会社が議決権の過半数を有していても、なお法務省令で抜かれるものもある。つまり、この場合は、単に子会社に該当するかどうかを、議決権の過半数という形式的な要件だけではなくて、その経営、支配するかどうかという実質的な要件というのを他方で重視していると、こういう形で定義規定であると御理解をいただきたいところでございます。

○前川清成君 そのお答えは昨日の質問取りのときの御説明とは違ふんですけれども、今局長がおっしゃった方が正しいと、こういうことですね。

そうなりますと、結局、子会社の定義というのは、その前段の会社が総株主云々というのは例示だとすると、結局、子会社の定義というのは法務省令で定めると、そういうことなんです、大臣。

○委員(渡辺孝男君) 寺田民事局長。寺田先生、いや、これ、通告してまますよ。

○委員(渡辺孝男君) 寺田民事局長。寺田先生、いや、これ、通告してまますよ。

○委員(渡辺孝男君) 寺田民事局長。寺田先生、いや、これ、通告してまますよ。

○委員(渡辺孝男君) 寺田民事局長。寺田先生、いや、これ、通告してまますよ。

○委員(渡辺孝男君) 寺田民事局長。寺田先生、いや、これ、通告してまますよ。

○委員(渡辺孝男君) 寺田民事局長。寺田先生、いや、これ、通告してまますよ。

なくなつてしまふと、こう思うんです。今朝の午前中の連合審査の折も、どこまでを政省令で決めてどこからを法律で決めるかというのを大塚議員の方からお尋ねがありまして、大臣の方から、基本的には細目的に実施する事項については政省令で委任するけれども、中身については原則として法律で定めるんだというような言葉をいただきました。

今の民事局長による子会社の定義と午前中の大臣の御発言とは矛盾しているんですが、いかがですか。

○国務大臣(南野知恵子君) 矛盾していないというふうにおっしゃるんですが、この会社法案における子会社というところについての定義をここに示しておりますわけですか。

○前川清成君 あのね、大臣ね、大臣が午前中お答えいただいたのは、法律で大枠を決めました、その実施の手段とか細目的、そんなことは政省令で任せますよと、しかし会社法の中身については法律で決めますと、そういうふうにおっしゃるんです。

で、今の子会社の定義は、寺田民事局長の話だと、結局法務省令ですべて決めてしまふんですよ。前段にあるように、議決権の過半数を有する株式会社であつたとしても、法務省令で、いや、そんなんは子会社でないと決めてしまつたら子会社でなくなつてしまふんです。そうすると、子会社、親会社を前提とした会社法の規律というのがすべて法務省のさじ加減になつてしまふ。子会社としてある法律の適用を受けるかどうか、受けな

いかどうか、これは法律が決めるんじゃないかと法務省が決めてしまふことになつて、私は大問題だと思ふんですが、いかがですか、大臣。

○政府参考人(寺田逸郎君) 例示という言い方で若干混乱を生ぜしめているかもしれませんが、基本は会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社でございます。ただ、会社がその議決権の過半数を有する株式会社の中にも、実質的に子会社として扱うのが適当でないものもごくわずか

ではあるけれどもあるわけでございまして、そういうものは省令でこれから除外するということを想定いたしております。

例えば、このような会社であつても会社更生法による更生手続中のもの、このようなものは子会社として扱うのは適当でないの、そういうものを除くという予定がありますが、しかし基本は会社がその総株主の議決の過半数を有する、これを基準に考えていくという意味においては変わりが無いので、そういう意味で全く法律が意味がないというふうには私どもは考えておりません。

○前川清成君 今の御説明全然分らないんですよ、今の御説明が。それと、そもそも昨日の事前のレクと違いますしね。

今、寺田局長がおっしゃるような例だけですか。会社更生法の適用云々かんぬんと。それならば会社更生法で決めればいいじゃないですか。どうして法務省令で全部決めてしまうんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、会社更生法における法律効果を定めるわけではなくて、商法においてどういうものを親子会社として扱うかでございますから、商法の親子会社の定義に入ってくるわけでございます。

結局のところ、生きている会社として余り機能してないものを親子会社として扱うということになりますとそれは適当でないということから、ごくわずかではもちろんございすけれども、それを除外する方が正確だということとそういう扱いをしていくだけで、しかし一般にはそれは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社とお考えになってそれは結構でございます。

○前川清成君 大臣、ちよつとお聞きいただきましたけれども、憲法四十一條が国会は国権の最高機関であつて唯一の立法機関である、こういうふうな定めてあります。すなわち、法律を作るのは国会だと、こういうふうな決めていくわけです。極端な例を申し上げますと、例えば会社法について内容何も決めずに、会社法の内容についてはすべて法務省令で定めると、こういう形式的な

立法も可能なわけなんです。しかし、それは実質的には憲法四十一條に違反すると私は考えます。今回の会社法で、ちよつと後でも何点か申し上げようと思つたんですが、余りにも法務省令に委任しているところが多くて、国会が立法機関としての機能を失つてしまふんじゃないかな、そんな危惧があるんです。今の例えば子会社に関して、子会社の定義に關しても、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社、これは当然に子会社ですよ。それに加えて、何か特別な場合、特別な場合だけ法務省令で決めて子会社に指定する場合もありますよということであればまだしも、前段についてもすべて例示ですよということになつたら、結局はすべて法務省令で決めてしまふということになつて、私は国会の立法機関としての憲法四十一條にも違反してしまふんじゃないかなと、こんなふうな思つています。

ちよつと時間もう十五分過ぎちゃいましたので次の問いに行くんですが、公開会社というのが二条の第五号にございす。この公開会社というのは実は法律用語ではなくて一般的に社会において使われている言葉なんですけれども、大臣、今まで公開会社という日本語はどのような意味で御理解されておりましたでしょうか。この会社法においてじゃなくて、今までで結構でございます。

○国務大臣(南野知恵子君) 公開会社といふのは、この発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式会社の取得について株式会社の承認を要する旨の定款を、その定めを設けていない株式会社ですから、定款を定めていない株式会社ということでございます。

○前川清成君 法律の条文は今確かに大臣おっしゃつたやうになつておるんですけども、通常の日本語として、これまで公開会社という言葉は上場会社と店頭登録会社を指していたんですね。おとついでですかね、おとついで、参考人の方もお越しいただきました。日弁連の副会長の益田さんという方も、公開会社というのは証券市場で株式が売買されている会社を指しますと、こういうふう

におつちやつておりましたし、東大教授の神田先生もそういうふうにおつちやつておりました。あるいは、参考人としてお越しになつた太田弁護士もそういうふうにおつちやつておりました。それが私は今までの公開会社の基本的な定義だつたというふうな思ふんですが、今回の会社法では、今回の会社法の二条五号の条文はその公開会社という概念を捨ててしまつて、株式の譲渡制限を設けていない会社、今大臣がお説みになつた譲渡制限を設けていない会社を公開会社と言つておるんです。譲渡制限を設けている会社については、例えば譲渡制限会社というふうな言葉が一般的に用いられてきたんです。

そこで尋ねたいんですが、なぜあえて今まで一般的に使われてきた日本語を捨てて公開会社と、別の意味でこれまで使われてきた日本語をお使いになつたのか、この点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(南野知恵子君) 今、確かに先生おっしゃつておられるような意味合いで取られておることが多いのかも分りませんが、通常は公開会社は上場会社という意味に用いられることが多いことは今先生がお話しになられたとおりでございますし、その意味では、通常用いられている意味と会社法案における定義とは異なることとなるといふわけでございます。

しかし、上場するためには株式の譲渡に制限を設けることができることや、上場していない株式会社が株式の譲渡について制限を設けるのが通常であることから、会社法案における公開会社は通常用いられる意味での公開会社である場合がほとんどであると承知しております。まあ中身としては同じものですよということになると思ひます、同じ意味と。

○前川清成君 いや、大臣、それはちよつと、今は余りにも乱暴な御議論じゃないかなと思ふんです。円の大小でいへば、確かに公開会社はすべて譲渡制限を定めていませうが、最近の新聞報道でカネボウが上場廃止されたというのがありまし

たです。そうしたらカネボウは、譲渡制限を設けてなくても、これで今まで言う公開会社でなくなつたわけですから、公開会社と譲渡制限を設けていない会社はほとんど意味が一緒だというのはちよつと日本語の使い方として正確でないように思ふんですが、いかがですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 今大臣が申し上げましたのは、通常の公開会社とこの会社法の公開会社、つまり上場会社と公開会社のイメージとしてそれほど大きな差異がないので混乱を招かないかという立場から申し上げたものだろうというふうな理解をしていただければと思います。

私の立場から法律の面で申し上げますと、元々上場しているかどうかということは会社法分野では基本的には全く出てこない概念でございます。

したがいまして、通常、公開会社というのを上場会社と言うかどうかということは、この会社法の目から見ますと全く法律的な意味としては白紙ということになるわけでございす。もちろん定義を付ける際に、先ほど、前川委員もあるいは御示唆なされるのかもしれないが、例えば非譲渡制限会社というふうな名前も付く方もこれは可能であらうかと思ひますが、しかし、その会社法における分りやすさという意味では、公開会社という名前を付けてもそれほど不合理と言われることではないんだと、これは立派な立場からこのような名前を付けておいていただいているわけでございす。

私も神田教授等の参考人の御意見も伺つていたわけでございすけれども、こういう会社法上の公開会社ということで定義をすれば、そのうち実務はそれで対応してくるというふうにおつちやつていただいていたので、私どももそういう有識者の方々の御意見というのにも受け止めさせていただいておるところでございます。

○前川清成君 寺田局長がおつちやつた神田教授の言葉というのは、神田教授の言葉の最後の方だけええとこ取りをされたんであつて、そこに至る

までに、これまでの世の中の一般の言葉からいうとちよつと違つていふふうにおつしやつていますし、ほかにもちよつとびつくりするような単語が一杯あると。ですから、暗にこの公開会社という言葉の使い方もびつくりするというふうにおつしやつていふと私は考えています。

それで、大臣、ここで大臣御自身にこういう言葉の小さな争いをさせていたためにこのお話をさせていたたんじゃないんです。今月号の「キャピネット」、これ大臣大きく出ておられますので、私も拝見いたしました。その中で、大臣自身も、法律あるいは司法が、国民により身近で、速くて、頼りがいのある、そういう存在にならなければならぬというふうに結んでおられるんです。

今、寺田局長が非常に難しいこと一杯おつしやいました。法律家の世界ではそういうへ理屈も成り立つのかもしれないけれども、でも一般に会社法をお使いになつて例え中小企業の経営者の皆さんとかは、公開会社と言われたら上場している会社のことを指すと思います。子会社と言われたら、例えば子会社の定義についても、株式の過半数を持たれていたら子会社だと、こういうことだったら中小企業の社長さんも分かりやすいけれども、そのほかに法務省令で決めますと、こうなつたら、六法全書見ただけじゃ足りずに、法務省令まで調べないといけなくなつてしまふ。法務省令がいつ変わるかどうか分りませんから、中小企業の皆さん方にとって、市民の皆さん方にとって非常に分かりにくい、頼りがいのない司法になつてしまふんじゃないかな。

この点は私は、民法の改正を昨秋にいたしました、そのときに電磁的記録物の定義について大臣にお尋ねいたしました。大臣、この意味お分かりですかというふうにお尋ねしたら、大臣も、いやよく分かりませんと、こういうふうにお答えいただきました。その折に、大臣自らも、そして当時の民事局長だった房村さんも、これからできるだけ分かりやすい表現になるように努力していき

ますと、こういうふうにおつしやつていただいたんですが、その努力というのがこの会社法案に私は見当たらないんじゃないかな。

私は、法律というのは専門家が占有して、市民の皆さん方分らないから専門家にただただ依存すると、そういうものではなくて、大臣がおつしやるように、国民の皆さん方にとって使い勝手のいいそういう司法をつくり上げていかなければならない。そういう趣旨からいうと、今回の会社法案で大変問題があるんじゃないかなと、立法の仕方について、文言の、言葉の使い方について問題があるんじゃないかな、これから更に分かりやすい言葉を使う、専門家が分かるだけじゃなくて一般の方々にとつて分かりやすい表現を取るべきじゃないかな、こういうふうに見えるんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) おつしやるとおり、司法又はこの法律等もこれから公開していきながら、皆さんに知つていただき、そして使つていただかなければならない法律であらうかというふうにしておりまして、先生のおつしやること、十分理解できます。

○前川清成君 理解していただいて、これからの立法作業に生かしていただけるということでよろしいでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) そのように努めたいと思つております。

○前川清成君 それと、政省令への委任についてもう一点だけ指摘させていただきたいと思うんですが、今日の午前中の連合質疑で政省令に委任している場所が三百二十一ありますというふうには、大臣でしたか、ちよつと、政府委員の方か、どちらかが御発言になつたと思う。およそ九百条の条文で三百二十一でしたら、三つに一つは政省令に委任しているということになつてしまひます。

それで、大臣に、もう当たり前のことなんですけれども、この司法制度改革、これは政府の重要政策として進めたんですと、司法の基本的な制度を半世紀ぶりに抜本的に見直すという大改革で

すというふうな冒頭で述べになつていふんですが、大臣、お尋ねしたいんですが、そもそも司法制度改革というのはどういう社会をつくるための政策だというふうに御理解いただいていますでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) 司法といへばいろいろな問題を含んでおります。ただ裁判員制度だけではない、さらに、一番基本になるのは、どのようにして生きていくのか、どのようにしたらともに暮らしていけるのかという、そういうルールを作るといふ、そのルールが私は司法の根幹ではないかなと思つております。

○前川清成君 大臣、私は、これは社会の在り方を変えようとする、そういう改革だというふうに理解をしています。これまでの護送船団方式に代表されるような事前規制型の社会から、それぞれ皆さん自由に活動していただく事後チェック型の社会をつくつていく、それが司法制度改革だと、こういうふうな理解してゐるんです。

そういう司法制度改革の理念からすれば、三百二十一も、その三分の一は官僚によつて政省令で決めてしまふ、これは正に官僚による事前規制の典型じゃないかな、政省令に委任するというのは、その意味からしても、この法令の定め、法律の定め方も司法改革の理念に抵触してしまふんじゃないかなと思つていふんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) 確かに先生がおつしやられるように、会社法案におきましては政令への委任事項が二十一、省令への委任事項が約三百というところでございますし、政省令に委任される事項はいずれも概して技術的、細目的事項であつて、法律レベルで規定することが必ずしも適当ではないと言ふ事項について政省令で定められているわけでございますので、根幹は法律で定めるということでございます。

○前川清成君 済みません、ちよつと時間のあれもありますので次の質問に移らせていただきたいと思います。定款についてお尋ねしたいと思

います。

定款の記載事項については会社法案の二十七条で五項目挙げています。これは現行法の百六十六条の十項目から比べると減つていふというふうな思ふんですが、実は会社法案を詳細に見ていきますと、例えば三十七条でしたか、三十七条で授權資本については定款で定めるなどというふうな書き方をしています、これまでの定款記載事項の書き方に比べてちよつと複雑な書き方になつていふんです。これはなぜなのか。これは民事局長で結構ですから教えてください。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは大変条文を書くときに悩む事項でありまして、ある事項が二つの分野で問題になつていふ場合に、そのどちら側に書くより分かりやすく御理解いただけるかというところでございます。

具体的に御説明申し上げますと、この発行可能株式総数について三十七条に規定を置いていふわけでございますが、元々現行商法では設立に際して発行する株式の総数、すなわち設立時発行株式数というのを定款で記載することになつておりまして、その設立時発行株式数を基準として株式総数、発行できる株式総数、発行可能株式総数を定めてこれも記載しなきゃならないと、こういう順序になつていふわけでございます。

しかし、法の仕組み自体に御批判がございまして、設立時発行株式数のみが先に定まる現行商法というのとは設立手続を硬化させるといふところで、つまり株式総数を決めるのではなくて出資額を決めて、その出資額に満たなければ設立手続とすると、打切りのな設立の仕方の方が合理的ではないかという御意見が出たわけでありま

す。そこで、会社法案ではこの点について見直しを行つて、株式会社の設立に対して出資される財産の価額又はその最低額というのをまず決めて、これを定款に記載するというのになつております。具体的には二十七条の四号に当たりますが、そういったと、設立時発行株式数については

定款に記載する必要はなくなるわけでありまして、しかしながら、発行可能株式総数というのをいづかは決めなきゃならないわけでございますが、これについては定款作成時ではなくて、設立の過程における株式の引受け状況をその後ずっと見定めながら完了時まで決めればよいと、こういう仕組みになったわけで、つまりは設立の仕方を合理的に定める必要があるもので、従前は最初の定款に定めておかなければならなかったことがそうでなくなったわけですね。その代わりに、じゃ定款の最終的には定款の記載事項にはなるんですけども、それは後に決めるわけでありまして、そのときに、定款の記載の仕方を最初に定款に記載すべき事項として規定するのか、それとも後のものを全体として書くのか、これは分かりやすさからするとどちらも何とも言えないところでございますが、私どももいたしましては前の方の条文の規定の仕方を取ったと、こういうふうに御理解いただきたいところでございます。

○前川清成君 今の御質問をさせていただいたのは、定款の記載事項について、これ公証人が認証することになっているんですが、公証人がこれまでであれば百六十六条だけ見ておけば定款記載事項が分かったのに、これからは公証人が会社法全部を見ていかないといいけないと。これが公証人にとってちよつと荷が重いんじゃないかなと、こう思ってお聞きしているんですが、ちよつとその点で質問、前へ進めますが、会社法でも三十一項で、定款は公証人の認証を受けなければその効力は生じないと、こういうふうに定めてあります。なぜこの三十条一項の条文があるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(南野知恵子君) 公証人による定款の認証はなぜ必要かということでございますが、株式会社は定款に公証人の認証を要することとして、定款作成の事実とその内容を明確にし、定款作成にかかわる紛争と不正行為を防止するという大きな大義名分があるかと思っております。

その定款の認証の制度は昭和十三年の商法改正によって導入されたものでありまして、それ以前はそのような定めがなかったもので、定款作成の有無、定款の存否又は定款の内容等について争いを生ずることが少なくなかったというふうな聞いておるわけでありまして、そのような状況を改善するために定款の認証の制度が導入されたものと承知いたしております。

○前川清成君 今のお答えは、要するに定款の存在及びその内容を公に確定するんだと、こういうことですね。それでしたら、ちよつと実際に公証人の皆さんがそういう作業をちゃんとされているのかというところを見ていきたいんですが、「公証人法」というのが日本公証人連合会から出ています。その中で、定款の認証というのが六章であります。その中で定款の認証というのは大変大事な仕事ですと、極めて重要だと、そういうふうな書きであります。だから、公証人というのは日ごろから会社法制度の概要を把握して置くこと、殊に毎年のように行われる目まぐるしい法改正の動向に絶えず注意を払う必要があると、こういうふうにお書きになっています。この内容自体はもつともらしいんですが、会社法の概要を確実に把握しておくと、概要というのは大体ということですね。大体知っておいたらいいようなものなんですかね。その点、大臣、いかがですか。

○国務大臣(南野知恵子君) 公証人の方々が必要な部分は概要とは言わないまでもうんと知っておいていただきたいというふうな思ふわけで、それはどこどこですというふうなインフォメーションなりなんなりはその法改正をする我々の方でお示しする方がよりベターなのかなというふうにも思っておりますので、そういう意味ではこの法案の広報という問題についてもいろいろ課題が残されているし、これから充実していくかなければならない部分というのは相当残されているのではないかなというふうな思っております。

○前川清成君 法務大臣は毎年一回、これはもち

ろん大臣御自身じゃないと思ひますけれども、公証人役場に立入検査をしておられるんですね。これがその立入検査のコピーです、報告書のコピーです。

これをちよつとちらちらと見ただけなんですけれども、これは実は公証人の御本人の名前も出ていて、こういうミスがあったとか、こういう指導をしたとか、こう書いてあるんですけれども、ちよつと御紹介申し上げますと、例えば会社法に關連しては、ある東京の公証人さんですけれども、監査役任期を三年とするような定款認証をされていると。ところが、この公証人さんに対する執務状況の概要という欄は、公証人、書記とも執務熱心で事務に遅滞はないと、こういうふうに書いてあるんですね。

これはまだましな方でして、これも東京の別の公証人さんですけれども、公正証書遺言で、遺言者の印鑑と印鑑証明とが異なっているんですね。というところは、別の人が勝手に遺言書を作ってしまったかもしれないというふうな事案なんですけれども、これについてもその公証人に対する評価は、公証人、書記とも職務熱心で事務に遅滞はないと、こういうふうに書いてある。

これは愛知県の方の公証人さんですけれども、住宅ローンについて公正証書を作った際に弁済期、お金を支払うときですと、平成二十九年と書くべきところを平成十七年と書いておられる。だから、僕が例えば住宅ローンを借りまして、平成二十九年まで十五年間毎年払っていったらいいわとなったのが、いきなり十七年に公正証書ですから強制執行を受けようかもしれない。そんなものもあるんですね。

あるいは、これも東京の公証人さんですけれども、債務弁済の公正証書で無利息と書くべきところを利息の定めはなしと、こう書いておられる。利息の定めはなしとなると、法定利息が適用されて五%ないし六%になる。無利息だったから、口で、日本語としてはよく似ているけれども、法律の専門家としては大変意味が違ってくるんですね。

こんなのが実は平成十五年度の調査報告ですと、五百五十二人の公証人さんのうち三百二十九人、割合にして六割の方に公証人、そのミスがあったということが法務大臣の立入検査で明らかになっております。

そこで大臣、この公証人制度についてですけれども、民法も百年たつて見直しました。監獄法も百年たつてこの前刑事施設法になりました。会社法も百年たつて見直しました。公証人法もおおよそ百年たつて見直さないと。そろそろ公証人という制度を見直す時期に来ているんじゃないかなと、こんなふうな思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(南野知恵子君) 公証人の方々の今の実態、先生からお聞きいたしました。人間であるからミスはあると言つても、それはもう大きな過る結果を残すことになっているのかなと。そういうことについては大変申し訳なく、法務省としてもこれからうんとその分野についても頑張つていかなければならないというふうに思ひますが、公証人制度という問題の中にはDV法も公証人の方々のお願いする分野がございます。そういう観点から幅広く公証人の方々の仕事もいただいておりますので、そういう観点からは、ミスを起こさないようにどうすればいいのか、これから大きな課題の一つであらうかと思っております。

○前川清成君 実は、大臣、誠に恐縮なんです、これからではなくて、これはちよつと事前に質問取りの方に判例をお示ししておいたんですが、「これでもいいのか、公正証書」という本がありまして、平成二年四月二十四日の広島地裁、平成六年十月十一日の釧路地裁、平成七年二月十五日の釧路地裁、平成七年五月二十三日の釧路地裁、平成九年六月三十日の釧路地裁、平成十二年二月十六日の旭川地裁、平成十二年三月十六日の横浜地裁。この七つの裁判所で七件の和解が成立してい

て、いずれも国が、法務省が公証人に対する、公証人のミスを認めた上で、これから公証人に対する指導監督を頑張っていくと、こういうふうにお約束になったというふうで紹介されているんですが。

実は、和解の内容は我々分かりませんのでこの機会にお尋ねしたいんですが、本当に、現実にはこういう和解があつて、法務省としては公証人に対する指導監督ということをやこれまでなさってきたんでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) 今先生がお挙げになられた問題についての紛争の内容ということについてはこの場で申し上げることはできないということでございますけれども、御指摘のとおり、国が公証人に対して適正な指導監督をしていく旨を内容とする和解を行った事例があるということは承知いたしております。

○前川清成君 大臣、私もその中身を、裁判の中身を答えてほしいというふうにお尋ねしているんじゃないんです。

国が今申し上げた七つの件で和解をしていて、しているのがまず真実かどうか。真実であつたとしたら、これまで法務省として、和解はされているわけですから、これ裁判所で約束されたわけですから、その約束に基づいてどのようなことをこれまで続けてこれたのかをお尋ねしたいというのが質問の趣旨でございます。済みません、二度になります。

○政府参考人(寺田逸郎君) 今大臣が申し上げましたとおり、その七件につきましては、国が公証人に対して今後適切、適正な指導監督を行っていくという内容の和解をいたしております。

なお、その後も、平成十五年の一月三十一日、平成十七年の三月二十八日に別の事件で同様の和解をいたしております。

○前川清成君 ですから、今私がお尋ねしているのは、今私がお尋ねしているのは、そういう和解があつたのなら、その約束に基づいて、裁判所における約束に基づいて法務省としてこれまで何

をしてこれたんですかという質問です。

今の寺田さんのお答えは、確かに裁判所で約束しましたけれども、約束は破つて、法務省としては何もしてきていませんというお答えなんです。そうではないんだつたら、これまでにこういうことをしてききましたと、ですから公証人の能力としては十分です、だからその趣旨に基づいて会社法三十条も公証人に大変重大な仕事をしてもらふんですと、ここまで御説明いただかないといけないと思うんです。

○政府参考人(寺田逸郎君) 今の和解に至る事件もそうでございますし、先ほど御紹介がありました平成十五年の法務省での調査における様々な不適正な事務処理については、私どもも大変重大なものと受け止めているところでございます。

これまでも、公証人に対しては、その具体的な公証人のミスも言うまでもございせんけれども、より一般的に、このようなミスを犯すことによる公証制度全体に対する信頼がどのぐらい毀損されるかということについて日本公証人連合会を通じて厳しく指摘をしてまいりましたし、本年も、先ごろ日本公証人連合会の総会がございましたが、総会の席上で、私どもから申し上げた趣旨を理事長自ら会員の皆さんに周知徹底を図つておられたところでございます。

そういうことを含めまして、これまで再三いろんな形で申し上げてきたわけでございますけれども、しかしながらこのように後を絶たないということは、必ずしもその指導監督が十分ではないということにもなるわけでございます。

もちろん、全体といたしましては多くの公証人の多くの事件についてはこれが適正に処理されているわけでございまして、その点についての公証人の御努力というのは御評価いたしたいところでございまして、なお一部こういう不正事件、不適正な処理ということについて、今後も十分な指導監督をしてまいりたいと考えております。

○前川清成君 民事局長、一部の公証人の方じゃ

ないですね。法務大臣による立入検査というのは抜き打ちでしよう、抜き取り、抜き取り検査でしよう。抜き取り検査をし、抜き取り検査であるにもかかわらず割の公証人に何らかのミスが見付かったということでしょう。だから全然違いますよ。

それと、今、寺田民事局長がおっしゃった、例えば日本公証人連合会の理事長が厳しく指導をしたと、こうおっしゃるけれども、具体的に何を指導しているのか。余りにもその御回答が抽象的でさらさらしていて、一体何をやっているのかというものが全く伝わってこないんです。もつと具体的に、個別的にこういうことをやっていますと。だって、今のお話でしたら、合計九回裁判所で和解をされているわけでしょう。それは、九回裁判所で約束しているにもかかわらず、公証人連合会の理事長さんが注意していただきました。それだけでしたら、それは裁判所における和解を破つていますよね、法務省自らが。

具体的に何をやっているのか、平成二年以降。それをお答えいただきたいんです、端的に。時間もなくなつてきましたから。

○政府参考人(寺田逸郎君) 最近一番問題になっておりますのは本人確認の問題でございますので、この本人確認につきましては、先ごろも委員会でも御審議いただいた際に出了した通達等を中心といたしまして、この個々の公証人に対して趣旨の徹底を図るよう、それぞれの法務局からもそうでございますし、私どもからも直接日本公証人連合会に対して様々な連絡をし、趣旨の徹底を図っていただいているところでございます。

また、個々の公証人については、任命の際に、このような過誤事例があるということを一つ一つ申し上げまして、執務について非常に慎重にやっていたかなければ公証人制度全体について大きな影響があるということを厳しく申し上げまして御指導申し上げているところでございます。

○前川清成君 公証人連合会というのは強制加入団体で、個々の公証人に対する懲戒権とかはある

んですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 懲戒権は、これは監督法務局が持っているところでございまして、しかし、日本公証人連合会は全員加入、公証人の全員加盟の団体でございます。

○前川清成君 指導監督し、懲戒する権限は法務省にある。だから法務省自身が、国自身が、公証人がミスしたときに被告になるのは公証人じゃなくて国なんですよ。そうしたら、公証人連合会でやっていますじゃなくて、国自身が、法務省自身が積極的に指導監督なさらないといけないんじゃないかなと思いますし、九件も裁判所で和解していて、そんなことではいかかなと思うんです。

私はそんなことはいくらありませんが、今年の初めの毎日新聞の社説でも、利権には縁遠い法務省の少数ない天下り先が公証人なんだと、その利権を守るために、司法改革はやつたんだけど公証人だけ手付かずになっていきますと、こういうふう書いてあるんです。

大臣、いかがですか、この公証人の問題について。

○国務大臣(南野知恵子君) 先生が数をお示しになられた五百五十二人中の三百二十九人、これはやはり多い数だと私自身も認めますし、そういうことのないように、いかにしてこれからの綱紀粛正を図っていくかということも大変な課題であらうかと思っておりますので、真剣に取り組んでいく所存でございます。

○前川清成君 是非、綱紀粛正、心構えの問題じゃなくて、一人、二人の人がどうこうじゃなくて、六割の人がミスっているわけですから、これは制度の問題だと私は思いますので、是非この点も御検討をお願いしたいと思います。

それで、ちよつと時間もなくなつてきましたので、最低資本金制度の問題に移りたいんですが、大臣、どうして資本金は一万で足りるようになったのですか。今まで廃業率が起業率を上回っているんですと、だから起業を、起こす業ですと、

起す業を容易にするために最低資本金を、最低資本金を一円に引き下げましたと、こういうふうにおっしゃっているんですね。でも大臣、例えば商売を起すのであれば個人でも、会社じゃなくても個人でもできるわけでしょう。そうであつたら、私は最低資本金制度を一円にする必要がないんじゃないかなと、こんなふうに思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(南野知恵子君) 最低資本金の機能というのを考えてみますと、三つのものがあるのと、三つに分けられるとも考えられております。

第一に、設立時の出資額の最低額を画する出資額規制としての機能がある。一円でもできますよというふうなところにそのポイントがあるのかなと思います。さらに、第二といたしましては、配当時における純資産額規制としての機能がある。第三には、会計における表示上の制限としての機能であるということもございまして、会社法案におきましては、このうち第一番目に申し上げた機能については、昨今の経済情勢にかなりみまして、事業を起すという点から、設立時の出資額の最低額として規制を撤廃するということがございまして、規制を撤廃するということについては一円でもいいよという方向になるのかなというふうに思っております。

第二の機能につきましては、純資産額が三百万円を下る場合には配当することができないという形で維持いたしておりますので、その分野については担保されているというふうに思います。

さらに、第三の機能については、会社の純資産額の状態にかかわらず、常に資本金の額を一千万円以上に表示し続けなければならないというようないことは合理性がないということからこれを撤廃するということがございまして、最低資本金制度を撤廃して資本金を一円とすることも可能とすることには理由があると、これが少な過ぎて問題があるということにはちよつと考えにくいわけですが、例えば一円でもできるよという気持ちを持

持っていたきたいということもございまして。

○前川清成君 それ、大臣、私がお聞きしているのはそうじゃなくて、一千万円持つて株式会社つくらないといけないと、三百万円持つて有限会社つくらないといけないと、そうでなかったら商売ができないんじゃないかと、一円しかなくても個人で営業ができるんじゃないですかということをお尋ねしているんです。

今朝の連合審査で、これは寺田局長自身が、平成二年の改正の折、株式会社は株式会社、ふさわしい資産を持たなければならぬ、だから平成二年の改正をしたんだとおっしゃったんです。今回はもう株式会社としてふさわしい資産を持たなくてもいいと、いきなりなったというのがよく分からないところなんです。

それで、ちよつと時間があれなんで再度聞きますけれども、寺田民事局長は実体的な会社を許さないために目配りはしますと、こういうふうにおっしゃった。それが何かということ、法人格否認の法理ですと、こうおっしゃるんですね。じゃ、法人格否認の法理が裁判所以外で、普通の経済活動の場所でも機能することがあるんですか。あるかないかで結構です、寺田さん。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは通常の経済活動の中で法人格否認の法理が持ち出されて法人格が否認されるということは、登記がある以上はなかなか現実には難しいんじゃないかなと私も思っております。

○前川清成君 そうなると、連合審査のときはそこですつと流れちゃいましたけれども、実体的な会社を許さないための目配り、それは全くできない、こういうことじゃないんですか、寺田さん。

○政府参考人(寺田逸郎君) 実体的な会社がどういう形で争うようになるかということでございまして、私どもとしては、結局個人が実際には活動しているのに、それが法人の衣をかぶっているということになって債権者が害されるというおそれがあるところでございまして。つまり、それは会社だと思つていたら実際には

会社というのはほとんど形式的でしかないので財産がなくて個人が損害を被ると。その場合には取締役の第三者に対する責任等でカバーできるのでないかと。もちろん、これは百件が百件ともそうなるかどうかということも申し上げておいては、そういう弊害については一定の配慮はできている。ただ、私どもはこの最低資本金を撤廃することのメリットの方がはるかに大きい、こういう判断でいるわけでございます。

○前川清成君 株式会社においては、大臣ね、会社財産だけが会社債権者にとつての引き当てになります。いざ倒産したときに、株式会社、有限責任ですから、会社財産にしか請求することができないんです。ところが、今、寺田さんからお話があったように、資産が一円でも構わないと、こうなりますと、例えば金融機関、株式会社にお金貸すときに心配になりますから、心配になりますから、結局代表者個人の個人保証を取ることになります。

で、去年の秋、民法を改正したときに、連帯保証、根保証についての制限を設けました。それは、個人保証に過度に依存しない融資の在り方を考えるんだという御説明もいただきましたし、あるいは私たちの方から、毎年九千人の方が経済苦を理由に自殺しておられると、この実態を何とかしなければならぬんじゃないかなというところもお願いいたしました。

今回、最低資本金を一円に引き下げてしまったならば、金融機関としては当然会社は当てにできないわけですから、会社の財産、当てにできないわけですから、代表者個人あるいはその親戚、保証を取りに行くのは必至だと思ふんです。この保証、過度に依存しないための融資、そういうののために法務省として何か方策は御検討されているんでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) 最低資本金制度の有無にかかわらずに、金融機関が個人保証に過度に依存しないようにするためには、株式会社の財産状況、すなわち責任財産の額が適切に開示される

ことということがあります。株式会社の財産が適切に留保されることが重要であると考えております。

会社法では、株式会社の財産状況の適切な開示ということのために会計帳簿の作成の適時性、正確性の明文化、又は会計参与制度の創設、会計監査人の設置範囲の拡大、貸借対照表の公告の義務付けなど、そのような措置を講じているところでありまして。また、不当な財産流出を防止するというためには、株主に対する会社財産の払戻しについて統一的な財源規制を課し、財源規制に違反して配当等を行った取締役の責任についても、分配可能額を超える部分については総株主の同意があつても免除することができないなどの規制を、措置を講じております。

これらの措置によりまして、金融機関等は株式会社の財産状況を的確に把握することができ、また株式会社の財産を責任財産として頼みになることができると、ひいては代表者の個人保証を減少させることにも資するのではないかと考えております。

○前川清成君 ちよつと、私の持ち時間があと三分になりましたので、要領よく、結論だけお答えいたしたいと思います。

今の大臣の御答弁が理解できなかったんです。最低資本金制度が一円になって、会社財産が一円しかありませんと、そういう会社がこれから出てくるわけですね。それなのに、どうして個人保証を求められる割合が減っていくんですか。むしろ増えるんじゃないんですか。お金持ちに、例えばですよ、僕がトヨタ自動車にお金を貸すんだつたら保証人取りませんけれども、お金が何にもありませんという人にお金を貸すときは、心配だからだれか保証人になつてもらつて言う、これが普通の経済活動だと思ふんですが、大臣は今迄のことをおっしゃつておりましたよね。そこが理解できないんです。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、前川委員

おっしゃるとおり大変難しい問題でございました。つまり、先ほどおっしゃったように、もうじや一円などという株式会社を認めずに個人で御商売なされば、事業なさればいいではないかとおっしゃったわけですが、そうすると、それは個人保証ではなくても単に個人債務になるわけでございます。

したがしまして、この一円の会社を認めることによって個人保証が増えるということ、個人の債務がトータルとして増えるということの間に、つながらないんじゃないかとむしろ思うわけでございます。私も、こういう形式的な枠であり、資本とすることの多い少ないというよりは、実質的に会社の中に財産があるかどうかということを見て融資というものはされるべきであり、経済活動というのは盛んになるべきであると考えております。資本金が一円であっても会社の財産が山ほどあればいいわけでございます。あるいは、人的なノウハウというものを多く評価して銀行がお金を貸せばいい、そういう時代になってほしいものだと思います。そういう時代になってほしいものだと思います。起業者、それが経済産業省の方で五年の特例措置で一円で起業されているわけでございます。こういう実績も見た上でこういう制度を今回御提示申し上げているところでございます。

○前川清成君 寺田さんに言うところ、釈迦に説法でしようけれども、株式会社というのは小規模なお金を不特定多数の人から集めてくる、それによって大きなお金を集めて大規模な事業を起こす、これが株式会社の理念型だと思っております。ですから私はその方向に沿って会社法というのを改正していく、あるいは特化していくというんではないかと思うんですけれども、現実が個人企業が法人成りしたようなところばかりだから規律もそこに合致してしまふというのは、政治の役割として間違っているんじゃないかなと私は思っています。で、ちなみに、イトーヨーカ堂の伊藤雅俊さん、「商いのこころ」という本を出しになって、日

本の社会をゆがめたものの一つは個人事業を形だけの会社組織にするいわゆる法人成りと言われる現象だと、こんなふうに述べておられることを指摘させていただいて、時間が参りましたので、私の質問を終わらせていただきます。

○峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

私は、常日ごろいいますか、これまで財務金融委員会に属しております、この財務委員会に出て質問させていただくのは十二年ぶりでございます。

私、今でも思いますが、一九九三年の五月でございました。時あたかも商法改正で、時の財務大臣は後藤田正晴財務大臣でございました。

そのときの改正点というのは、監査役制度の改正、あるいは株主代表訴訟の改正がございました。それ以来の私もこうして質問立させていただくわけですが、本場にこの間振り返ってみるともう大変多くの出来事があり、もう十年以上たっていますから、それと同時に、この間本場にいわゆる商法改正が矢張り早のようになんて進んで、私も財務金融委員会にいまして商法改正というものが一体何が起きているんだろかということについて、新聞でちょこちょこ見る程度で余り見てこなかったというのが率直な実態で、実は今年、ライブドアがニッポン放送の株式T O Bをずつと見て、これは大変なことが起きてきているなというのを痛感したわけでございます。その意味で、この会社法の改正というのは大変重要な課題だということに思っております。で、実はその点を中心として今日は質問させていただきます。

そこで、まず、全く関係ない話から入ってまいります。昨年西武、コクドでいわゆる株式の上場基準と言われているものについて有価証券報告書の開示義務といいますが、そういったことについて違反の問題がございました。そのとき西武とコクドの関係、すなわち西武が公開会社で、そ

してその親会社であるコクドが非上場と。これが実は開示されていないということで大問題になったわけですが、同じような問題が実はマスコミ、特に新聞のところに実は集中しているわけでございます。それは読売新聞のちょうど渡辺恒雄オーナーが、社主が、実はこの株式を実は名義貸し、日本テレビの株式にあれば名義だけ貸していたんだということでは実はかなり問題になったわけなんです。私も財務金融委員会にいたしました。

これは、ちょっとひとといてみると、今日は総務委員会じゃありませんから、そのいわゆる新聞の問題についてあれこれ、あるいはテレビ放送も含めたマスメディア全体のことについて触れるつもりはないんですが、実は調べてみると、新聞社と言われているものをきちんと規制できる官庁というのは実はどこにもないですね。唯一あるのが法務省の中に、法律で実は日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律、これが唯一あるだけだと言われているんです。この間、読売新聞の問題になりましたけれども、日本経済新聞の社長のスキャンダルをめぐって実は社内の中からこれは問題だということと株主の代表訴訟その他が起きてきたわけなんです。

その意味で、このいわゆる新聞社とされているものは、この昭和二十六年でしようか、この法律が作られたのは。戦争中に実はこの新聞というものがあるという役割を果たしたのかということ、新聞会社に認められている三つの特典があると言われているんです。

一つは、独占禁止法の中で再販禁止の問題でござい。再販の問題ですね。それから記者クラブ制度。それからもう一つが、この新聞と言われているものは株式を公開しないで結構ですと、そしてそれは従業員、その会社の関係者だけで持つ結構なんです。こういう構造がでさう上がついてるわけなんです。それがために、このいわゆる非上場の新聞社と言われているものの実態というの、なかなかこれが分からないというのが実

態なんです。

しかし、その新聞会社というのは、例えば一番大きな読売新聞で言えば一千万部を、そしてその傘下には日本テレビを始めとして大変大きな傘下の、これ今グループ会社を統轄している持ち株会社になってますけれども、その会社の下にたくさんの子会社をつくっている。子会社だったって相当大きい会社ですよ。日本テレビとか、あるいは読売巨人軍もたしかそうだと思いますよ、一〇〇子会社だと思えます。そういう巨大な影響力を持っている会社の実態は、その持ち株会社の実態は実はよく分からない。何だかその持ち株会社を解禁するとき戦前の財閥の復活はあり得ないと、こうおっしゃったわけですが、財閥とは違つてこういう問題が残っているというところは、えてしていわゆるその会社の中の少数の持ち株しかないようなところではスキャンダルがない限り内部の問題が明らかになってこない。そして絶えずそういう問題が起きてきている。

そういう意味でいうと、今回の会社法の大改正、商法の大改正で会社法を独立させようというときに、この日刊新聞の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律については何らかの形で会社法改正のときに見直しはされたいでしょうか。問題が全くないんないざ知らず、問題がずつとこういうふう

に指摘されているながら会社法の問題でこれだけに何だかその株の譲渡制限を掛けているのは問題じゃないか、こういう議論があったのかないのか、この点をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(南野知恵子君) 委員御指摘の法律は、日刊新聞の発行を目的とする株式会社において、その事業と関係のない者が株主となることを防止するため、定款で第一に、譲受人をその株式会社の事業と関係のある者に限定すること、第二に、事業と関係のない者が株主となった場合にはその者に対して事業と関係のある者に譲渡することを義務付けることを定めることができるものであります。

これらを会社法案における一般の株式譲渡制限と比較いたしますと、第一には、一点、第一点、一の点につきましては、一般の株式譲渡制限制度におきまして、譲渡を承認しないことにより事業と関係のない者が株主となることを防ぐことはできますが、その代わりに株主が請求をしたときは会社自身が譲り受けるか、異なる譲受人を指定しなければならぬ、これ百四十条でございますが、二番目の点といたしましては、株式を取得した者に対して、定款で事業と関係のある者に譲渡することを義務付けることはできないという点で異なっております。

このように、御指摘の法律は会社法案における制度と大きく異なる制度を規定しておりますので、会社法の整備法におきまして、株式会社と有限会社との統合及び株式申込書の用紙の交付制度の廃止という会社法の改正に伴う最低限の整備を行うにとどめたものであります。

○峰崎直樹君 大臣、議論したかどうかということだけ聞いています、中身の問題は別に。したんですか、しなかったんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 法制審議会等において、この点について実質的な議論をしたことはございません。

○峰崎直樹君 ということは、議論はこの点は全くしてなかった。つまり、この間、日本経済新聞の問題もありました。あるいは、新聞社といったら、昔朝日新聞だつて村山社主との関係で騒動を起こしていますよ。ずっと歴史をたどってみると必ず問題を起しているんです。これは、今日スキヤダルを追及する場じやありませんから、これは別途またやります。

いまだに、読売新聞だとかあるいは産経新聞だと思えますけれども、大手五社でいけば、この二社については子会社が上場されているけれども、親会社の、持ち株会社の実態というものは依然として我々は内部の実態を知ることができないんですよ。一体だれが株を持って、どのぐらいの株を持っていて、どういう支配をしているのかさっぱり

り分からない。こんな実態を私はやはりつくつていてというのは、これは何も私は権力が介入しろと言っているんじゃないんです。私は介入すべきでないと思っているんですが、少なくともそういうところの情報が開示をされていないがゆえに、一体何が起っているんだらうかということが分からない。スキヤダルが起きたときだけ、ああ、どうやら何か問題があるな。どこか、社長がどこかの料亭で別会社の経費を使つてこんなやつていたとか、そうやって出てくるわけですから、そういう問題も含めて、これは是非課題として一度法制審議会の中で、全く議論してないという話ですから、これしか新聞に関しては一切法的に規制されているものはないんですから、この点は是非私はやるべきだということの主張を申し上げておきたいというふうに思います。

さてそこで、今日は余り、もうこれで十分たつていてるわけですが、時間もありませんから、今申し上げたように、ややトピックス的なところから入っていきます。

日本の株式市場というのは、貯蓄から投資へということで我々も随分そのことを議論してまいりました。最近の敵対的TOBとか、そういう問題が起きてきて、非常に危険な問題が私は出てきていると思つています。何かというと、日本の株式市場は、今まで最大の問題というのは、どうも証券市場は株の持ち合いをやつて、個人株主と言われている者が極めて参加しにくい構造になつています。そうですね。今、七条副大臣も言なうていらつしやいますね。何度もこれ議論してまいりました。だから、個人株主が、貯蓄から投資へというところで税制上の優遇措置を含めて今物すごい努力をしているわけですね。そのときに、TOBが、その敵対的TOBに対して対抗するために何を今経済界の中で起きているかというところ、再び持ち合いを強めましようということが起きているんじゃないんですか。

この点について、これは金融担当大臣に答えてくれつて、今日は大臣来ておりませんから七条さ

んに答えていただくんですが、こういう動きに対してはどのように考えておられますか。まず、金融担当大臣に。

○副大臣(七条明君) 今日大臣がおりませんので、今日、私の方から答えさせていただきます。ということになりますけれども、今、峰崎先生、この問題について随分と造詣の深い先生ですから私も慎重に答えなければならぬと思つておりますけれども、株式の持ち合いを行うかどうか。これは、基本的には個別企業の経営判断の問題であり、持ち合いに当たつては、ガバナンス上の問題を含めて惹起することのないように十分留意をしなければならぬというのはいやういふことではないかとあります。企業経営者におかれては、株主を始めとするステークホルダーの利益に十分目配りをしながら経営を行つていただくことを求められらる。これはもう企業的な、個人的な企業判断でやらないければならぬことであるというふうにか言ひようがありませんが、御容赦賜りたいと思ひます。

○峰崎直樹君 七条副大臣、これ我々は今、株式市場をできる限り、千四百兆円の貯蓄が株式市場に流れない、貯蓄に流れている、それをできる限り移していこう、そのことによって株式市場、活性化しますよね。そのときによく見たら、安定株主と言われているものがかなりのウェイトを占めていて、そしてさらにその持ち合いを強めていけば、安定株主、もっと増えるわけですね。あるいは実際上、お互いにその株式の持ち合いをやつてしまえば、これ実際上、資本でなくても資本になつてしまふんでしよう。

そうすると、こういうことは望ましいのかといつたら、これは今度逆に、法務大臣、あるいは法務省でも構いませんけれども、この持ち合いというのは本当の実際の資本なんですとかいうことについてはかねてから議論があつたわけですよ。それをまた今度、TOBを阻止するためにこれをやりますというふうになつていふたら、再び歴史がまた二十年も三十年も元へ戻つちやつて、これ

は日本の株式市場を本当に世界に開かれ、国民にとつて開かれたものにしていくということからすれば大変な後退になるし、これはあつてはならないことじゃないんだらうかというふうに思ふんですが、この点は、まずは法務大臣、法務省でも構ひませんから、こういういわゆる株式の持ち合いと言われているものの、これ法制審議会などでも恐らく、これ本当に実質の資本なのかどうなのか、もつとも資本というのとは最近なくなつちやつて、一円でもいいとか言い始めているからそういうものとの関係ないのかもしれませんけれども、その点どんなふうにとらえられていますか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 持ち合いというものの評価というものは、これは先ほど御議論がありましたとおり、いろいろな評価はあろうかと思ひます。商法上は、これは例えば親子会社との間の株の持ち合い等一定の規制はあるところがございます。今委員は資本の関係とおつしやいましたけれども、一種の自己株式の派生形というふうなことで考えられている学者の先生もおられるわけがございます。そういう意味での評価というのは必ずしも高いものではないということではございます。しかし、この持ち合いにも様々な意味合いはございまして、経営戦略上の必要もございまして、一概に否定はできないところであらうかというふうには思つております。

○峰崎直樹君 余り好ましいことではないといふうにちやうどおつしやいました、私もそう思つておるんですが。そうすると、これ資本市場を見ておられる七条大臣、七条大臣は、いや、一般的にはこれはあり得ることだと、こうおつしやつています。いや、あり得るかとかあり得ないかといつたら、存在しているものは過去ずっと存在しているし、今でも依然として、あれでしょう、持ち合い株式持つていて、安定株主の比率というのは高いんでしよう、日本は。だから、それをなくしていこうというのが今の流れなのに、これを高めていこうという動きが出てくることに對して、この点、日本の株式市場を国民により開かれたも

そうすると、そういう会社のやりようについて、少しそれはいかがなものかということで、それはむしろクレームを付けるのが私は、いや、経営に一々介入すべきでないという筋論があるのかもしれないが、それは資本市場を見ているその金融担当の副大臣としては、それはどうなんでしょう、よろしくないという観点に立っていただけなんですか。

○副大臣(七条明君) 先生も十分御存じのとおり、ここ数年、一九八七年ごろから持ち合い比率というのが、これずんずん、少しずつですけれども、減つてまいりました。そして、今二〇〇三年までの数字しかございませんけれども、ニッセイの基礎研究所の発表によりますと、一九八七年には一八・五％程度持ち合い比率があつたものが、

今二〇三年で七・六％ぐらいまで持ち合い比率が下がっております。ここへ来てまたそれが上がり掛けたんじゃないかという御心配をいただいで、今、峰崎先生の方からお話があつたわけでありますけれども、そういう意味も含めまして、いろんなことで私たちは対応してまいらなきゃならないとは思っておりますけれども、しかしながら、これは個別の企業の経営判断の問題である。と。先ほども、繰り返して申し上げるのは失礼でございませうけれども、十分に目くばせをしなから経営を行われる、いわゆる株主を始めとするステークホルダーの利益に十分目くばせをしていただきなから経営をしていただくことを願つてやまないところでございます。

○崎崎直樹君 この点はまた、公開株式市場を扱っている財政金融委員会等でもまた議論していきたいと思いますが、ちよつと時間がないので先に進みます。

開業率、廃業率の問題が出ました。
経済産業省、今日お見えになっていると思います。

○政府参考人(舟木隆君) お答え申し上げます。
先生御指摘のとおり、我が国におきましては長らく開廃、開業率、廃業率の逆転現象というのが生じておりまして、九九年から二〇〇一年の我が国の開業率、廃業率を見てみましても、三・一%、四・五%と、廃業率の方が増えているところでございます。

先生御指摘のとおり、この最低資本金の規制の特例制度につきましては、このように廃業率が開業率を上回っているというような事情も背景となつてゐるところでございます。

○崎崎直樹君 私がつてゐるこれ通産省が九九年二月に新事業創出促進法を提案したときの理由の中に、アメリカの開業率は一三・八、廃業率一一・四、これ九四年の数字だと。日本は開業率が三・七で廃業率が三・八、九四年から九六年の平均。

この新事業創出促進法によって開業率、廃業率はどうか。逆転したんですか、また元へ、開業率の方が廃業率より高まったんですか。

○政府参考人 舟木隆君　お答え申し上げます。
開業、廃業のデータが、実は一番新しいデータが、私先ほど申し上げました九九年から〇一年までの数字でございますので、この制度ができました後にこの廃業、開業がどうなったかというのはまだ明らかになっていないところでございます。

法務省の統計ですが、法人企業の新しく設立された数なんかを見ましても、従来よりは一〇〇程度は増えてきているんじゃないかという数字もございますので、この最低資本金規制の特例制度によりまして新しくできる会社が相当増えてきているんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

○峰崎直樹君　その数字はもらいました。それで、確かにそれで、いわゆるこの最低資本金特例による会社成立件数が二万五千近くで、うち一円起業が千件を超えていると。でも、これは開業率、廃業率に結び付いているかどうか分からないでしょう、今おっしゃったように。分からないものをなぜ今度の会社法改正の中に取り入れるんですか。要するに、一円起業が増えていられるかもしれない、二万五千ぐらいその会社の設立が

あったかもしれない。しかし、開業率、廃業率というときに我々が気を付けなきゃいけないのは母集団なんです。要するに、二百五十万社あるかもしれない、その中小企業を含めれば。そのときに、その中小企業と言われているその企業の数の中にどのぐらい休眠法人があるのかという、そこを抜かないと駄目なんです。これ。今までの統計見て、それを抜いたやつを見たことがないんです。

それで、今、日本銀行の審議委員、今度西村清彦さん、今度四月からなされましたけれども、この方が実はコーホート分析、すなわちどういうことかというところ、でき上がった企業の個別の企業データをこれを全部調べて、そしてその企業がどのぐらい、何年たつたら残っていくかというコーホート分析やられているんです。その数字を見る限り、日本企業は設立間もないところにすぐつぶれる会社はあるけれども、二、三年たつたらそれ以降の会社の生存率というのは極めて高い、これは欧米に比べて遜色ないということを書いてあるんで

そういうことからすると、一円起業と言われているものをつくったからこれは小泉さんの改革が成功したって、これたしか竹中さん言っていたけれども、それが原因でなったのかどうかということ私は分からないし、もしかするとそれ以前の段階から日本企業は、実はいろいろある中で、そういうコーポレート分析を調べてみたら、いわゆる開業していった企業の生存率というのは結構高いよと、そしてそれが日本の経済を支えているよと。

だとすれば、そういう一円なんという、我々からすればびっくりするような、そういう本当に資本充実の原則なんというのが一体どこに行っただろうかと思うような改革をいわゆる特例法で経済産業省は設けたけども、それがまだはつきりもない、本当の意味でそれがうまく功を奏したかどうか分からないのにこういう会社法の中に取入れていくというのは、私はおかしいんじゃないかなと思っています。

それはどういうことを言いたいかというと、実はどうもベンチャー企業、ベンチャー企業というふうに言つてベンチャー企業に適用していますよということと言つていながら、実はその適用が全部のいわゆる公開株式会社まで適用される例が余りにも多過ぎるんじゃないですか。だからおかしいことがどんどんどんどん起きてきているんじゃないですか。私はそう思えてならないことがあるんですよ。

例えば種類株。種類株というのが、あのUFJとUFJ銀行をめぐる三菱東京とそしてそれから三井住友の間の争奪戦になった。あのときの種類株を入れたために、実はUFJホールディングの株主の皆さん方の本当の株主の権利というのは一体どこへ行つたんだろうかと、こういう問題を実は惹起したわけです。いや、これは理屈を立てて、いやこれは合法だ何とかという理屈はあるかもしれないけども、本来種類株というのは、ベンチャーキャピタル、ベンチャーキャピタリストがいわゆる資本というものの、自分の投資したお金を

すっかり守らなげやいかぬから、そのためにその人だけの種類株というものを設けてやろうというふうに本当は考えていたのに、ああいう巨大な企業がやってしまいうわけです。同じようなことがたくさんありませんか。

資本充実の原則で、今一円というふうに言いました。先ほどは、一株当たり五万円という基準がなくなりましたよね。そのことによつてライブドアという会社は株式分割をどのぐらいやったんですか。一万回やったわけですよ。一万分の一にしたわけでしょう。株式分割をすれば、その株式分割をした株は一時的には上がるけど、ずうっとここへ傾向的に下がっていく、これははつきりしている、そのことを利用してぬれ手にアワのお金をもうけたんじゃないですか、これ表現が適切かどうか分らないけど。そのときに、いやいや、そういうことをするような企業は現れない。

私はある学者から言われました。株式会社というところにカンパニーリミテッドって書いてある、これは危ないですよということのそのあかしなんです。つまり、会社というのは何をするか分かんない、しかも責任は自分たちの出資している範囲以外は取らない、そういうある意味では危険な存在なんだということを言っているわけです。

そうじゃなくて、今までの改正案というのを見ると、たくさんいろんな改正しているけども、大半の改正は全部、そういう意味でいえばこれはベンチャー企業向けですよ、これはまさかそういう悪質な、一万分の一に分割するような人は、まさかそういう人は現れませんよと。現れているんですよ。TOSTNET、今日は七条さん、これ今度は証券取引法の改正でやりますよ。ライブドアが、TOSTNETの2を使ったならまだしも1を使ってやったというのは、あれは完全に市場取引じゃない。これはまたいつか議論したいと思います。

あれは何のためにつくった、TOSTNetと
いうのは市場だったんですか。持ち合いを解消す

るのにどばつと出てきたから大変だから、それがあの TOSTNET というところでやりましょうというのが法の趣旨だったわけでしょう。それがいつの間にやら、法の趣旨はそうかもしれないけども、これをやったらもうかりそうだとか、これをやったらうまくいくとか、そういう人に満ちあふれてきているんじゃないですか、今の日本の企業というのは。そのことを手助けする弁護士がたくさん出てきているんでしょう。そういう人の影響を法制審議会もだんだん受け始めているんでしよう、言いたかないけれども。だから、そういうところが私はちよつと、何だか言いっ放しになってあれだから、問題なんで、もう三十分たち、あと次の擬似外国会社へ行かないとまずいんで、そつちへ行きますけれども。

そういう意味で、今の会社法のいわゆる、今規制緩和と言っているんでしょうか、いろいろなものも緩和されてきているけれども、そこについて、そのような反省をしてきちんと対策を取るべきことはきちんと早く取っていかなきやいけないと、こういうふうに考えるんですけれども、この点はどなたが答えてくれるのが一番いいんでしょうか。南野大臣、どのように考えたらいいんでしょうか。あるいは七条さんも、後でもし何か意見があつたらお聞かせください。

○政府参考人(寺田逸郎君) 今、会社法のこれまでの改正も踏まえて御指摘をいただいたわけであります。

おっしゃるとおり、種類株のバラエティを非常に増やしましたし、様々な資金調達面での機動力を高める策をこの間取ってきたわけであります。その中には、もちろん副作用と申しますか、全く弊害がなかったとは申しません。したがいまして、今、峰崎委員がおっしゃったように、何らかの時点でもちろん絶えず検証というのを念頭に置いた上で法律の運営をしていかなきゃならない、あるいは見直しをしていく必要も出てくるかもしれないという一般的な姿勢については私どもも全くそのとおりだと思うわけであります。

ただ一言だけ最低資本金のことについて申し上げれば、私どもの立場では、どちらかといえますと、廃業率のような、起業率というような量的な問題よりは、やはり全体的に余りお金を掛けずにその業を起すという種類の企業が出てきた以上はやはりそれにフィットした法制を設けなければならぬという質的な問題を念頭に置いているわけであります。全くのネットだけの企業というようなものはそれほど当初での資本の投下というのには必要ないわけでありまして、そういうものが出てきた以上はやはりこういう制度に移行せざるを得ないという、どちらかというと起業率、廃業率よりはそのような質的な問題を今回は見ているというように御理解を賜りたいところでございます。

○副大臣(七条明君) ライブドアの問題について、TOSTNETということで今お話がありましたけれども、個別の問題でもございますし、理事者の方から答えさせていただきたいと思いますが、御承知賜りたいと思います。

○政府参考人(振角秀行君) それでは、私の方からお答えさせていただきます。

これについては、現在、証取法改正案を出しておりますが、財政金融委員会でも今後御議論をいただきたいと思っておりますけれども、立会い外取引につきましては、峰崎議員御指摘のように、できました経緯につきましては、持ち合いの解消とかあるいは一定の株式ポートフォリオをバスケットとして大量に取引するというの実需にこたえまして作った取引でございましたけれども、今回のライブドアの件につきましては、これを放置しますと株主に平等に売却の機会を与えるとのTOB規制の形骸化を招くおそれがあるというふうな考えましたものですから、既に国会に提出して、これから参議院で審議いただくことになっております証取法改正案におきまして規制の対象としたということでございまして、株式の状況等に応じまして絶えず我々も見直していく必要があると考えておるところでございます。

○峰崎直樹君　今お話しなさったように、問題は、違法ではないけれども問題があるので法律を考へ作つて直そうと。問題があるというのは、何が問題かというと、株主の公平の原則に問題があつたわけですね、恐らく。公平性以外のものもあるかもしれません。とにかく問題があつた。

そうすると、これ、これからまた同じようなことをずつと繰り返すんじゃないかなという気がするんですよ。違法ではないけれども問題があったたというような、そういうことの繰り返しをずつとこれまでやってきた。そうじゃなくて、ここら辺、ちよつともう一回原点に立ち返るというか、法のいわゆる原則、プリンシプルというのは何なんだと、そのプリンシプルから違反することは許されないぞというところに行かないと、問題だと思ふようなことを次から次へ挙げてパッチワークのようにくっ付けていったら、幾らこれ法律を、法律を、法律をを作ったからこれ仕方ないことになつちやうんじゃないか。

例えば、証券取引法第百五十七条という包括規定がありますけれども、これなんか全くと言っていいくらいに使われたことない。今度のライブドアの一件だって、もし、これは法の精神からしたらおかしいんだと、TOBというやり方からすればこれはあつてはいけないことなんだと。

それで、実はこれを非常に法律違反だということと対応するというのは大変かもしれませんが、最近ずっと見ていると、どうも談合の問題もそうです。それから、税に対する脱税、それから年金の問題もそうだと思うんですけど、もうすべての問題がそうだと思うんですけど、もうすべての問題があつたところだけばんそうこうのようには張っていくという、そういうやり方はもう私はやっぱりやめるべきじゃないかなというふうに思っているんですよ。

だから、その意味で、またこれは証券取引法のところで進めたいと思いますので、引き続きその点でまた議論をさせていただきたいと思いが、そこで、擬似外国会社の問題に移りたいと思

います。

午前中の連合審査の中でも随分議論になりました。この会社法第八百二十一条の規定は、このまま発効した場合には、これ相当弊害が私出てくるというふうに思っています。

で、八百二十一条の規定は、午前中寺田局長なんかのお話を聞いていても、これは法案そのものとして問題があるかといったら、私は、比較的指摘されていることは、こういうことはあつちやいけないうねと、ペーパーカンパニーなんていうのはつくっちゃいけないよというところについては私はそうだと思うんです。しかし、問題は、この会社法八百二十一条の規定をもしそのまま準用した場合に、これまで実存在を置いていた証券業界、保険業界、その他の業界で自分は擬似外国会社に当たるのではないかと思っている企業にとつてみると、これは大変なことだ、これからもう継続してできないんだという話になっていくわけです。

そこで、ちよつとこれは金融庁にお聞きいたしますけれども、証券会社に関しては、外証法と、こういうふうに通常呼んでおりますが、外国の証券会社に対していわゆる登録をすとかそういうことについての法律を作っていますよね。それで、実は免許を与えて、登録をして免許を与えるその外国証券会社を実は日本で商売をすることに認めているわけですから、これは何のためにこういうわざわざ外国証券会社に対して法律を作らせたんでしょうかね。

これ、振角さんでいいんでしょうか。ちよつと事前に、もしかしらこれ、抜けているかも、質問抜けているかもしれないけれども。

○政府参考人(振角秀行君) じゃ、お答えさせていただきます。

ちよつと正確ではないかもしれませんが、ちよつと事前通告いただいていたものではなかったものから。

基本的には、我々としては、設立自体は商法に基づいて株式会社として設立されているとい

う認識でおりますけれども、特に支店形態で進出を認めるためにこういう法律を作ったというふうには理解しているところでございます。

○峰崎直樹君 なぜそういう形態で作らせたんでしょうか。

○政府参考人(振角秀行君) これはもうかなり昔作った法律でございますので、私の一応記憶等に基づいて答えさせていただきますと、当時は証券法六十五条というのを、現在も残っておりますけれども、そういうことがありまして、外国の金融機関の中で銀行なんか直接その証券会社に進出するに当たってはいろいろ制約があったというところがあつて、こういう形態も認めたというふうに記憶しておるところでございます。

○峰崎直樹君 たしか私、ちよつとつかりしていて外国証券業者に関する法律、事前に通告していなかったかもしれないんですが、その第四条にこう書いてあるんです。登録の申請、第四条、前条第一項の登録を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

その一、商号及び本店の所在の場所。二、資本の額及び持込資本金の額。役員、主たる支店その他支店の名称及び所在の場所。六、いづれかの支店において他に事業を営んでいるときは、その事業の種類。

そうすると、今申し上げたやつは、当然これを見るとペーパーカンパニー、擬似外国会社であるとおぼしきものについては当然これで、あつて、この会社は旧商法四百八十条ですか、これに違反している会社じゃないかということになりますよね。法務省、どうです、ちよつと今聞いていて。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、個別の会社について申し上げるのは差し控えたいと思います。が、一般的に、外国会社が日本において免許を取る、あるいは許可を取る、届出をするというふうなたぐいの事業をする場合には、当然のことながらまず外国会社としての登記をするわけでござい

ますし、その他、先ほど、行政上の届出等をする際に様々なデータを提出することになりまして、そのデータに基づいてこの四百八十二条の要件はクリアしているというように判断されているというふうに私どもは理解をいたしております。

○峰崎直樹君 商号及び本店の所在の場所ですよ。そうすると、本店、これケイマンと書いてありますよね、あるいは香港と書いてある。そして、いづれかの支店、主たる支店その他の支店の名称及び所在の場所、これ日本以外にないんでしょ、このいわゆる旧法も、そして新法も。そうしたら、これは擬似外国会社じゃないかと、ペーパーカンパニーだと分かるわけですよ。

そういう形態での資本進出を認めてきたのがこの証券業界におけるやり方だったんです。こういう会社に対して、いやいやいや、本当はあんたの会社は大正七年の判例によればこれは違法なんだということですよ、言ってきたんです。だから今度の会社法を改正したわけですよ。それはちよつと私はひどいじゃないかということをやっているんです。

正しいんですよ。法の規定として、私は、ケイマンやそういうところにペーパーカンパニーがあること、そして脱法的なことをやっているとするば問題だというふうに思う。だから、この八百二十一条の規定は、どこを見てもこれがおかしいかおかしくないかといったら、別におかしいかもしれない。問題は、これまでの日本政府が特にこのいわゆる外国証券業に関する法律でもって認めてきているということは、もう既にそういう会社があつても商売をやつていて、まあこれまでやつてきたし、影響力も非常に大きいわけですよ。既に、国内の中におけるシェアも含めて。大臣、これちよつとよく聞いておいてください。

そうすると、この規定をばつと変えただけで、これにこれからは従ってもらいますよと、こういうやり方で国際社会でWTOからも提訴されて、今までいいと言っていたものが今度の法律で駄目となって、それをやり変えるのには別会社をつく

れとか、別の現地の会社をつくつてそこに移転していけど、こう言われるけれども、それはものすごいお金が掛かるわけですよ。

そうすると、このいわゆる規定を正しいとした場合に、ただしとか、例えばいゆるあれですよ、何といましようか、付表、最後に、付表じゃないや、附則で、ただ八百二十一条の規定は、ただし、これまで日本において擬似外国会社とおぼしき形態で認められていた会社にも実はこれは当分の間適用しないというように書くなり、あるいはただし書でこの条文の中に書き込むか、若しくはこの八百二十一条全部削除しようという法制審議会の議論もあつたんですよ。八百二十一条を削除して、そしてその八百二十一条を削除した上で、我々としては、これが脱法行為につながるような危険性が強いんだからそのことに対するきちんとした対応をしないといけないことを、これ附帯決議が何かに付けるのかどうか分かりませんが、けれども、これは私どもも対応の仕方がないような気がするんですよ。

どうです、今大臣、法務大臣、私の言っていたことを聞いて、もう日本政府が過去、証券業だけだったかもしれないよ、法的には。しかし、こういう形態で認められるのであれば、ほかの保険業もほかのIT企業も認められる、あるいはもつと例えば、これ日本の会社がいわゆるSPCを使って、例のアセットバックCPをこれで実は運用しているとか、そういうことも実はケイマンに支店を置いてこれをやっているということがあつて、何も外国の会社だけじゃなくて、日本の会社も同じように擬似外国会社ということをやっているんですよ、これ。

ですから、大臣、是非この点は、こういう民主党が言っていることは別に民主党の党利党略で言っているんじゃないんです。日本の株式会社法がせつかくここで良くなるんだから、良くしようとしているんだから、そういう過去の日本政府のやつてきたことに対して、今いきなりこれは駄目ですよというふうになるわけにいかないんで、是

非、そういう建設的な方向でこの法の修正、是非考えていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) 修正ということよりも、まず現行の商法の四百八十二条は、判例上、擬似外国会社には法人格を認めない、その旨の規定があると解釈されております。これは四百八十二条であります。擬似外国会社が日本での取引を継続するために別会社をつくらなければならぬというところは、むしろ現行法の下においてこそ求められることであると。

また、会社法八百二十一条によって擬似外国会社に法的に不利益が生ずるのであれば経過措置を置くことも考えられますが、今回の改正によりましてそのような不利益は生じませんし、現在、商法四百八十二条に違反している擬似外国会社に特例を認めるべき理由もありませんので、修正をする必要はないということでございまして、問題は、むしろ擬似外国会社には実際には当たらない会社に無用の誤解を生じせしめる混乱を生ずることにより、この点では十分に規定の趣旨の周知を図りたいと考えておるわけで、今よりも緩やかになるというふうに我々は思っております。

○峰崎直樹君 だからさっきから、外国証券業者に対する法律とか、こういうそういう過去の民法の時代の擬似外国会社であつても実はそれを受け入れて、しかもそれを日本の法律の規制に基づいて実は仕事をさせてきたわけじゃないですか。

そうしたら、その擬似外国会社と、これ、先ほども申し上げたように、商号、本店の所在地とか資本の額だとか、あるいは主たる支店だとか、こういうことを登録しなきゃいかぬときに分かるわけですよ、これは擬似外国会社に当たるなど。旧法に違反している。違反しているけれども特別の立法で実は導入を認めたんです。恐らくその理由は、振角さんはよく、今いきなり言ったから分かんないと思うんですが、多分その当時に、導入するときの彼等の力関係とか、なぜこういう形態でしかその進出を認めなかったのかと、事情があつたと思うんですよ。そうしたら、それは事情があつてそういうものがあつたとすれば、私はやはりこの段階においてその事情はどこかに生かさなければ、それは事情は過去のことよ。法律に関してはこれまでもどおりこの八百二十一条でそのままだいいですよと、こういうふうにはならないじゃないですか。

これ私、実はもう与党の皆さん方に言っているんですよ。衆議院段階でこれ気が付かなかったんですよ。参議院で久保君が質問して分かったわけだ。だから、これ参議院で分かつて、是非これは衆議院にもう一遍返しませうよと、この点を修正して。そして、そのことが日本の株式会社法というのとは本当に世界に誇る株式会社法になつたねと。そのためには、世界の皆さん方が、この八百二十一条の規定についてそのまやられるとこれ大変なことになりますよということも言っているわけですから。間違つた規定じゃないんですよ。言っていることは、私は決してそんなむちゃくちゃなことを言っているんじゃないかと、是非、この機会にこういう形で、やはり修正という形で決断をしないといけないんじゃないかと思うんです。

そこで、前にほかの四人、政治家が並んでおられます。一人ずつお答えください。もう、南野さんはもう結構です。もう今の答弁じやとても私どもは認められませんか。是非、我々の信頼している七条さん、それから段本さん、それから私も、自治省の先輩、大先輩であります、信用しておりますので、よろしく願います。

○副大臣(七条明君) 私の方は金融庁の立場でございましてけれども、今朝ほどこの話、連合審査の中で随分と、今まで法務省、この所管をする法務省が言つておられたことから、随分この擬似会社、擬似会社のことについて引き寄せられるような議論があつたんじゃないかと思うんです。

私、田村議員、あるいは藤末議員、あるいは共産党の大門先生辺りからこの話があつたときに、擬似会社そのもののいろいろな定義というものが

どこまでなんだということを法務省できちつと示しつつあるんじゃないかと、こう思っておりますし、そういう意味からいいますと、私どもは、午前中の審議において、会社法案を提出していただいた当局の法務省から擬似外国会社の規定に係る見解が示されつつあるんでないかと、どんどん示されてきたんじゃないかと思っておりますから、その該当の解釈について法務省において見解の周知がこれから行われる、そしてその行われたことに對して、私たち金融庁としては今後法務省との連携を図りながら、この問題に可能な限り、各皆さん、疑念、懸念を持つておられる皆さん方に對して懸念のないように、それを払拭していくような努力をしていかなきゃならないというふうに考えておるところでございます。

で考えられて結論を出されれば、我々、政府一員としてそれを支持していく立場、かように考えております。

○峰崎直樹君 何だかもう、ちよつとめろめろになつちやいましたけれども、それでは滝さん、今おっしゃつたリストアップしたものを資料で出してくださいませ。出すのか出さないのか、はっきり。

○副大臣(滝実君) この資料は、金融庁が検討した結果が、幾つかの懸念されている企業がある、こういうことでございまして、私どもが検討したわけじゃありません。私どもは、むしろそういう具体的な企業を持つておりませんから、私どもは、現在認められているものは当然それは現行法でも認められるものと、こういうふうな理解をいたしております。

○峰崎直樹君 それじゃ、金融庁さん、正確にそういう疑わしきところで出していただきたいと思ひますが、よろしいですね、それ。七条さん、いいね。

○副大臣(七条明君) 今朝ほどもお答えさせていただきましたところでございますけれども、先般の法務委員会の御答弁がありましたことに対して、外国の証券会社四十社のうち三十社余りが自社に擬似外国会社でないかというふうな法的なリスクがあるということを、これを調査をいたしまして、懸念をされておられるところがあるということでございました。

それに伴ひまして、私たちはそれを今、擬似会社ではないと思つておりますし、そういう意味で、いろいろな形で免許を出し、あるいは登録制度の中で登録をしてきたところでございましてから、当然それらの問題については懸念を払拭していく努力をしなきゃならないと、こういうふうな考えているところでございます。

○峰崎直樹君 要するに、これ本当にそういう小細工でやろうとしているような気がするんですよ。例えばここで定義付けを、もっと解釈を、これはそうじゃないと。こういうペーパーカンパ

ニーをつくって専らやってきたやり方というのは良くないということは我々認めているわけですから。そうじゃなくて、そういうことをありながら、旧法でもありながら、そういう企業を実は設立を認めてきているわけですよ、法律を作って。そういうことに對して、何とかこの機会にそういう企業の対応の仕方を別途考えれば問題ないわけですよ。

だから、そういう意味で、このままでいくということではこの定義付けを変えたり、いや、解釈を変えたりして、それでやっていきますという、そういう範疇のものにしたら、それこそ私はおかしくなっちゃうんじゃないかなという気がするんですよ。

その意味で、私は、今お答えになったことも全然答えになっていないけれども、是非そういった点を、もし後で寺田さん答えていただくのはいいいけれども、もう時間も余りなくなりました。

そこで、一つだけ金融庁さんに、私、委員長に資料請求やばりしておかきやいかぬと思ひますので、今申し上げた擬似外国会社とおぼしき、いろいろなことを言ってきた企業について、もし、資料請求したいと思ひますので、企業名を明らかにしてもらいたい。それから……どうぞ。

○委員長(渡辺孝男君) ただいまの件につきまして、後刻理事会において協議をいたします。

○峰崎直樹君 もうそんなに時間がなくなつたので、本当にこれ、何といひましようか、そういう小手先のことでいいやないんですよということ、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、日本の会社が実は同じようなこともやっていますというところも含めて非常に広範囲にわたっているわけですよ。ですから、そうすると、本来そういうペーパーカンパニーをそういうケイマンならケイマンのところに置いて、そして日本でまたそれが仕事をすると。その税がそういうところで、ケイマンというのほうはもうタックスヘイブンの国ですから、そうすると、それはやはり税逃れも含めてい

ろんなこと、問題あるんじゃないかと。

そうしたら、それはやはりよろしくないということについてはきちんとやつた上で、今までのこれまでも日本の行政が進めてきた問題点は、これは附則の形でやるかあるいはこの八百二十一条をカットするか何かしてやっぱりするのが本来のいわゆる法的な責任国家としてあるべき姿じゃないかと思うんですが、この点、南野大臣の先ほどの答弁だと私はとても認められないので、これはむしろ与党側の議員の皆さん方にも是非お願いしたいんですよ。この点は是非参議院の英知でこれはやっぱり直した方がいいというふうには是非私は主張したいというふうに思ひます。

それで、最後、もうあと五、六分程度になりました。そこで、本来ならばたくさんいろいろあつたわけでごさいますけれども、今日は税の話を中心として聞こうかなというふうに思ひておりましたけれども、例えば資本金一円というふうな会社の話が先ほど出てまいりましたけれども、総務省の板倉さん来ていただいておりますけれども、こういう資本の極めて少ない企業の法人事業税の外税標準課税とかあるいは財務省の法人税絡みの、税制上はこれかなり大きな影響を与えるんじゃないかと思うんですが、そこら辺、検討されたことごさいますか。

○政府参考人(板倉敏和君) お尋ねの件でございしますけれども、法人事業税の外税標準課税、平成十六年の四月に導入をされました、現在ようやく今春から実際の納税が始まっているという状況でございします。

御承知のとおり、現在は資本金一億円超の法人を対象として導入をしておりますので、御指摘の一元株式会社といひますか、そういうものについては適用されていひない、されないということになるわけでごさいます。将来の課題かなというふう

に思ひております。

○峰崎直樹君 法人税の方、ちよつともう結構です。後でまたヒアリングして。

いや、将来の課題じゃなくて、実はこれ地方自

治体の税収がそのことによって落ちていくわけですよ、資本金としていひるわけですからね。だから、実体上資本があればいいんですよとか財産があればいいんですよというふうになつちゃうと、これは外形で取っている法人事業税なんかは大変困るわけですよ。ちよつと税の問題は、本当は淹さん税の専門家でそれから聞きたいところなんです。

最後に、親子上場の問題についてちよつと是非考えていただきたいし、早くこの親子上場について、あるいは企業結合法制と、こういうふうにして上げていひんでしようか、やつてもらいたいと思ひていひるんです。

それは何かといひますと、今日、本当は総務省でやるべきだった、NTTという会社のごさいますね。持ち株会社がある、東西会社がある、ドコモがある、NTTデータがある、そういう子会社がつつと連なつていひます。その中で、NTTがドコモ及び、それからそうすね、NTTドコモが実は子会社でありながら上場して株式を公開しているわけですよ。そうすると、どういふことが起こつたのかということですが、上場したときの株式は、これは九八年の十月二十二日時点ですけれども、NTTの時価総額、トータルとしての、持ち株会社トータルの時価総額十五・九兆円、NTTドコモは六・〇兆円。株価です、時価総額です。その他NTTが九・九兆円と、約十兆円だ。それが二〇〇一年の、いわゆるITバブルのときもあつたんでありましようけれども、どういふことになつたのか。NTT本体は持ち株会社のトータルは十二・三兆円、株価総額。NTTドコモは、税引き前でごさいます、これが十四・七兆円というふうな、子会社の方が親会社よりも大きくなつちやつたわけですよ。こういう事例はたくさんあると思ひるんですけれども。

そうすると、どういふことが起こるんでしようかねというところ、これは要するにNTTの株式を持つて、買われましたよね、みんな。いろんな、買つて、何か一株当たれば何十萬もかかるのかといひるやつていひました、財テクのころ。あのNTTの株を持つていひる人は、実は子会社の方の方がおれは良かったといひうな人が出てくるんですよ。

こういう株価の大変な逆転現象まで起こすような状況に実は至つていひるということもあるだけじゃないんですよ。NTTドコモは、携帯電話だけじゃなくて、今度はPHSも買った、あるいはいひるんなNTT東西会社やNTTのコミュニケーションズ、こういったところと競争する関係にも全部入つてきた。そうすると、一体全体NTTドコモはNTTの中の仲間の企業との間で本当にこれ競争らしい競争できるんだろかなといひたら、できないだらうと。株の問題もそうだし、実は、そういう問題も実はこれ競争政策上僕持つていひると思ひるんです。これはまたいつか別途やらなきやいひない課題だと思ひます。

そうすると、この会社法上私は非常に問題になつてくると思ひるのは、そういう親会社と子会社、子会社がこの株の上場をしました、親子上場です、これがやたら日本は多いんですよ。なぜこんなに多いんだらうか。東京証券取引所がそれを大いに認めていひるという面もある。それから、株の問題もあるんでしよう。二五%というところで、それまで実はこの配当の益金が不算入という問題がある。そういう問題を全部含めて、こういう問題が惹起するやうな構造を持つていひるんじゃないか。

そうすると、ここは利益相反の問題が起きたり、大変な問題が実はもう既に起きていひるわけですから、企業と企業がこういふ親会社と子会社に入つてきていひるところにおける企業結合会計はもう来年からやるんでしよう。企業結合の税制はもう既にやつたんでしよう。企業結合の法制だけ残つていひるんです。これは是非、大至急やらなきやいひない課題だと思ひるんで、その点を是非よくし、その点のお願いに對してどういふふう

今の点について、大臣でもいいですし、ひとつよろしくお願いしたいと思います。局長でもいいですよ。

○副大臣(滝美君) 確かに、今委員の仰せのような問題意識は法務省としても持っております。したがって、その辺のところは各省との意見も聞きながら法務省として受け止めてまいりたいと思います。

○木庭健太郎君 今日には会社法の法務委員会での三回目の審議でございます。午前中は連合審査もやらしていただきましたが、今日は何か一日、衆議院ではほとんど話題にならなかった擬似外国会社の問題で、もう朝からそれ一色のような形で議論がなされているような気がします。

確かに、外国会社の方たちが、衆議院でこの法案が通つてみると、八百二十一条を見てみると、あら、大変なことが起きているんじゃないかというふうなことを感じられて、いろんな意味で働き掛けもされているところが一つ今日の審議になったところだろうと思うんですけども、私は、法制審議会などでこの八百二十一条という問題が出てきたかという問題について、神田参考人からも実は参考人質疑のときにお聞きはしておるんですけども、ともかく、整理の意味ということでないんですけど、この擬似外国会社についての見解について改めて何点かだけ整理してお伺いしてきたいと思います。

まず伺っておきたいのは、ともかく皆さんがどうか、外国会社があつたと思つたこの八百二十一条の一番のポイントは何かというところ、擬似外国会社については日本において継続して取引を行うことができないと、できないと明確に八百二十一条がうたつたことがある意味じゃ皆さんがあつと思つたところでございまして、さらに、これにかかわる罰則まで定めているというところでございます。

ですから、今やっつけらっしゃる方たちは、既に事業を行っている外国会社の方たちがこの八百二十一条に該当するんじゃないかという不安が高

まってきたというのが現状ではないかと思うんですが、まずお聞きしておきたいのは、この中で、八百二十一条の中で「主たる目的」ということを言っておりますが、この主たる目的の意義は何なのかをまず御説明をいただいております。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは午前中も申し上げたところでございますが、元々現行法の商法の規定もそうでございますし、この会社法案で用意しております八百二十一条もそうでございますが、そもそも日本で会社を規制すると、様々な強行規定も設けているわけでございますが、にもかかわらず、実際には日本の会社であるべきものが外国の法律によつて設立されて、それで実際は日本で活動すると、こういうことでは全く日本の法律というものが有名無実になつてしまつと、そこからスタートするわけでございます。すなわち、外国会社の形を利用した日本の会社法制の脱法行為になるというところを避けるための規定でございます。

したがって、要件もその趣旨で考えなきゃならないわけでございまして、ここで言う「日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社」というのは、基本的にはこの日本における事業がその外国会社の存立に必要な不可欠であるということになるわけでございまして、実際には、普通の言葉で表現いたしますと、専ら日本において事業を行うことを目的として設立した外国会社というのがこれに等しい、そういう関係に立つんではないかと私どもとしては考えているところでございまして。

○木庭健太郎君 もう一つ、例えば、もう先ほどから議論になつておるんですけども、この外国証券、特に証券会社の問題で、この多くが擬似外国会社に該当するということも言われたりしてありますが、今回、商法の四百八十二条から会社法八百二十一条に変更されることによつてこういう会社は不利益を受けることになるのか、こ

の点についても御答弁をいただいております。

○政府参考人(寺田逸郎君) 二つございます。

第一は、要件は全く変わつてないということ、擬似外国会社の概念は全く変わつてないわけでありまして。したがって、先ほど峰崎委員からは今までよかったものが今度の改正によつて駄目になるのはおかしいとおっしゃつておられたわけでございますが、それは全くそのとおりでございますけれども、この場合には駄目なものが駄目になるにすぎないわけでございます。そのことをまたひとつ御理解をいただきたいと思います。

第二に、効果の点でございますけれども、これは現行の四百八十二条が同一の規定に従うということで、つまり日本法によらなければいけないというところを決めているわけでございますが、それは再三申し上げておるのとおり、判例によりまして、結局のところ、日本で設立しなきゃいけないということの意味するわけでございます。それから、設立し直さない限りは、これは全く法人格がないものと扱わざるを得ないわけでございます。それでは余りに不安定でございますので、継続して取引を行うことができないという程度の効果にとどめた上で、しかしながら連帯責任をその実際の行為者、具体的には代表取締役等でございますが、そういった者の行為についてこの連帯責任を課すと、こういう効果にいたしておるわけでございまして、要件の面では同じ、効果の面ではむしろ現行法の方が強いわけでございますので、したがって、この規定の変更によつて不利益を受けるということとは理論的にはあり得ないわけでございます。

○木庭健太郎君 もう一つ局長に聞いておかないと、この擬似外国会社に該当するおそれがあるというように会社が商法四百八十二条、会社法八百二十一条が適用されるリスクを回避したいと考える場合はどういうふうにしたらいのかということについても伺つておきたいと思

います。

○政府参考人(寺田逸郎君) 究極的にリスクを回避するということになりまして、日本で新たに会社を設立する、その会社に営業を承継させると、こういうことになるわけでございます。

しかしながら、私どもは、現在の会社がそのようなリスクがある状況に置かれているかどうかという点については、先ほど金融庁の方からお述べになった立場と同一のものを取つておるところでございます。

○木庭健太郎君 どうせまた、これ次に議論されるような話になつていくんだろうと思いますが、今基本的なことをお尋ねしたわけであつて、私が感じているのは、やはり八百二十一条そのもののこの言葉がでないというところを言っている点、つまり、ここがどう英語で訳されるのか分かりますが、そこがある意味で厳しさを覚えるようなところもある実際の会社にとってはあるところもあると思います。

したがって、ともかく不安を抱き、様々なことをこの外国会社の皆さんが動いている以上、ある意味では国際問題というふうなこともなりかねない一面があることも事実でございますし、これらの不安に対して、是非大臣、これ法務省だけの問題ではないと思ひますし、是非政府はこれを、この会社の皆さん、そして海外の皆さんがこの会社法の八百二十一条について理解を深めていただけるように説明努力をしなければならぬと思ひますし、関係する省庁いろいろ出てくると思ひますが、このことの連携も重要だと思ひますし、こういったところも含めて大臣として取り組んでいただきたいし、そしてこれは今法律を審議しているわけであつて、もちろんその説明を政府の側、法務省の側にやつていただきたい点、さらにそれでも十分でないならば、これは先ほど民主党からお話があつておりましたが、国会として、じゃ参議院の法務委員会として何ができるのかという点も考えなければならぬだろうし、私は、だからといってすぐに修正ということは申しませんよ。そ

んなことじゃございません。取り組める問題はあ
るんです、やり方は。それはそれできちんと私た
ちが取り組む問題です、それは。

ただ、少なくとも今の段階では、この八百二十
一条について、極めて衆議院で成立後不安を持っ
ていらっしゃる方が多い以上、政府としての説明
責任、これはきちんと果たしていただきたいと、
こう思いますし、その点についての大臣の見解を
伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(南野知恵子君) 擬似外国会社に対す
る規制といたしましては、これに該当する会社と
しては重要なことであります。関係省庁とも連
携の上、その規制の趣旨や適用範囲などにつきま
しても正しい理解が得られるように努力してまい
りたいと思ひております。

○木庭健太郎君 大臣そして局長、局長も含め
て、是非本場に、これという状況で推移してい
くかは、私たちは私たちでこれ審議をきちんとし
ていきますが、周りの状況を見ておいて本場に
いただきたいと思ひます。やっぱり、変な国際問
題にだけはしたくないし、その辺だけはきちんと
やっていかなきゃいけないと思ひていますので、
よろしく対応をお願いしておきたいと思ひま
す。今日はこれくらいにします。

じゃ、別の問題へ入りたいと思ひます。

お聞きしたいのはガイドラインの問題でござい
ますが、これ各企業において敵対的買収の、これ
も今日いろいろ論議がありました、防衛策の検
討が進められておりますが、先月の二十七日で
ございました。経済産業省と法務省が共同で策定
した敵対的買収に関する企業のいわゆる防衛策指
針、ガイドラインが発表されたわけでございま
す。

それを見ますと、経営者の保身ににつながる過剰
防衛を防止するとともに、買収防衛策の合理性を
高め、もって企業買収及び企業社会の公正なル
ール形成を促すことを目的とするというたわれて
いるわけでございまして、ただ、このガイドラインの
位置付けの問題なんですけれども、法的拘束力は

ないが、関係者によって尊重され、企業社会の行
動規範となることを期待したいとガイドラインは
述べているわけでございますが、一部マスコミに
よっては、このガイドラインの定める法的根拠を
問う声も出ておりますし、そこでもう伺ひして
おきたいのは、このガイドラインの性格及び法的
根拠についての所見を副大臣及び経済産業省来
ておりましたらどういふものか伺ひておきたいと思ひ
ます。

○副大臣(滝実君) 今回の会社法におきまして
は、いわゆる企業防衛策というものの関連して選
択の幅を広げるような仕掛けを導入しているわけ
でございまして。

ところが、会社法の場合には、基本的には言わ
ば骨格だけでございまして、具体的に企業がそ
れをどう取り扱うとか、こういう場合にどうした
らいいんだらうとか。昨年はベルシステム二四
というところが訴訟になりました。今年は御案内の
とおりのライブドアを中心とする訴訟がございま
した。そういうところを見ると、一体全体どうい
うスタンスでこういう防衛策を考えたらいいの
か、企業自体に基本的な考え方というものを示す
必要がある。そういうことで、経済産業省が中心
になりまして、法務省がそれに協力する形でこの
言わばガイドラインを作ったわけでございまして。

したがって、その考え方は、これによって法律的
な効果を持つとか、そういうものじゃございませ
んで、大体こういうようなガイドラインに従って
やれば、恐らく訴訟になった場合でもそれなりの
理屈付けというものはおのずから出てくるんでは
なからうかと、そういうような趣旨で作ったみた
わけでございまして。

したがって、あくまでもこれが法律ではござい
ませんから裁判所を縛るというわけではございま
せんけれども、少なくとも考え方としてこの程度
のことを考えておければ一応の基準というものを
クリアできるか、そういうような趣旨のものだと
いうふうに考えております。

○政府参考人(舟木隆君) お答え申し上げます。

経済産業省は、法務省と共同でこの指針を作成
をさせていただいたところでございます。指針に
は、今も副大臣御答弁されましたとおり、法的な
拘束力はないと私も承知をしております。

そこで、先生の御質問で、経済産業省としてど
ういう根拠に基づいてこの指針を作ったのかとい
う御質問でございまして、私も経済産業省は経
済産業政策をつかさどっている役所でございま
して、この敵対的買収に関しまして、日本におきま
して事例の積み重ねも非常に少ないというところ
から、企業におきまして非常に過剰な防衛策に
走ったり、ないしは逆に過剰な企業防衛策しか取
れないんじゃないかという誤解を生じていたり
というふうなおそれもございましたので、これは適
正なルールを作ることが経済産業政策の観点から
も極めて重要ではないかということで、法務省と
共同でこのガイドラインを作成をしたというこ
ろでございまして。

○木庭健太郎君 経済産業省、ありがとうございます
ました。もうこれでほかはありませんから、どう
ぞ引き揚げられて結構でございまして。

その後、このガイドラインが出た後でございま
すが、六月一日でしたか、制御メーカのリネコ
が導入する新株の予約権を活用したボイズンビル
に対して、株式の、外資系の投資会社が発行差止
めを求めた仮処分がございました。この仮処分申
請で東京地裁は差止めを認める決定を行いました
。決定はガイドラインより高いハードルを課し
ているというふうな報道もございました。この関
係はどうなっているのかについて御答弁願います。

○政府参考人(寺田逸郎君) 確かに、今おっしゃ
いましたとおり、六月一日に東京地裁がリネコと
ザ・エスエフピー・パリュール・リアライゼーショ
ン・マスタート・フアンド・リミテッドという会社
との間の新株予約権の発行をめぐる差止め事件に
ついて判断を示されたわけでございまして。

これは個別の事件でございましてその具体的
な内容について詳細にコメントすることは差し控
えたいと思ひますが、決定の内容を拝見いたしま

すと、基本的には、原則として株主総会の意思に
基づいて新株予約権の発行等を行ういわゆる企業
防衛策を取るべきであるというスタンスをお取り
になった上で、取締役会の決議により新株予約権
の発行を行うことは、許容される場合として、判
断要素として株主総会の意思の反映、それから条
件成就に関する取締役会の意思の判断の防止、そ
れと第三者たる株主への不測の損害の回避等の基
準をお示しになっているものと思ひます。

どちらが厳しいか厳しくないかということにつ
いて申し上げることはなかなか難しいところで
ございまして、基本的なスタンスはそれほど違
いというように私どもとしては理解をいたしてい
るところでございまして。

○木庭健太郎君 とにかく今回のガイドラインと
いうのは、企業価値とは何かとか、例えば買収防
衛策とは何か、そういうものに定義が、定義とし
て定められているわけです。しかしながら、こう
いう問題についてはまだいろいろな様々な意見
もございまして、私が知る限り、今回のガイドラ
インというのはどうも企業価値研究会の報告書を
踏まえて作成されたというふうなものじゃないか
なと思ひますが、つまり申し上げたい一つは、
やはりこういうガイドラインについても、つま
り、これ参考人質疑でも参考人から意見が出ま
したが、ガイドラインについてもやっぱり例えばパ
ブリックコメントを付してその上でやるというこ
とはできなかったかという指摘も実際にございま
した。

会社法案で対価柔軟化の施行という問題につ
いては一年間凍結されたこともございまして、ガイ
ドラインは明確な、先ほどから話がある立法化で
はないために、企業にとつてみれば司法判断との
関係がどうなるかという当惑があることも事実
でございまして、国民にとつても少し分かりにく
いんじゃないかという心配な見方もございまして。
こういった企業や国民の懸念に対してどのような
に考えているのか、大臣の見解を伺ひておきたい
と思ひます。

○国務大臣(南野知恵子君) 先生、今パブリックコメントなどおっしゃっていただきました。そういう広報活動ということも大切なことになってくるだろうというふうに思いますけれども、これを提出させていただいた一つの、参加させていただいた理由には、企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針としてでありまして、ガイドラインであるということとでございます。これは裁判所の判断を法的に拘束するものでもありません。だから、これの中でどのように自分は会社を守るために使ったらいのかというのとは個々の会社の人たちが判断するという材料をお示ししたというものでございます。

したがって、買収防衛策についての最終的な適法、違法の判断は裁判所にゆだねられるわけでございますけれども、この指針は、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、さらに事前開示・株主意思の原則、及び必要性・相当性確保の原則、この三原則とするものであります。この三原則の原則は、いずれも買収防衛策における適法性の確保という観点からこれらが掲げられているものでございますので、その意味におきまして、この指針は企業が適法な買収防衛策を策定する際に十分に参考に値するというレベルのものでございます。

○木庭健太郎君 もう一つ、ちょっと話題を変えて、合同会社についても少し今日は聞いておきたいと思えます。

今回の会社法案の中で一つの新たな会社類型がこの合同会社というのの創設でございまして、これは、合同会社は会社の内部関係について組合的規律が適用される、社員については有限責任であるという会社形態でございまして、何より定款自治が広く認められていますし、例えば定款の定めによつて出資額の比率においてではないような多様な利益配分もすることができると。使い勝手がいい企業体になると私も思うんですけども、今後、いろんな形でこれは発展することも期待されるんではないかと。

まずお伺いしておきたいのは、この合同会社というような仕組み、この創設、これについて、実際にどんなニーズがあつてこういうものができていったのかということをお伺いしておきたいと思えます。

○大臣政務官(富田茂之君) 午前中の連合審査の際に南野大臣の方からも御答弁をさせていただきました。したけれども、合同会社は、株式会社のように出資の比率に応じて配当等を決めるのではなく、例えば高い技術を持つている社員に厚く配当することとができるようにする、今、木庭委員御指摘いただきましたけれども、このように柔軟な経営が可能な有限責任の法人制度の創設が必要であるという近年のベンチャー企業等からの要請にこたえるために新設される会社類型でございまして。

例えば、創業段階のベンチャー企業、あるいは少数の出資者により異なる種類の財産を出資して創設されるジョイントベンチャー又は資産を証券化、流動化するための特定目的会社、先ほど来S・P・Cと出てきておりますけれども、これらにおいて合同会社を利用するニーズがあるとの指摘がなされているところでございまして。

○木庭健太郎君 ただ、まだ中小企業の皆さんはこの合同会社というのがよく何なのか、同じような名前が合名とか合資とかあるわけですから。ところが、実際は合名、合資というものは余り利用されていないのも事実でありまして、逆に言えば、その合名、合資というのは何で利用されなかったのかという理由もちょっと伺っておきたいし、合同会社になればどんなふうにしてこれ利用の見込みが広がっていくのか。使い勝手は非常に私はあると思つております。合同会社は、知つていただければ、例えば、ベンチャーなんかはやっぱり起業促進なんか使えるし、中小同士の連結もできたり、いろんな利用の仕方はできると思うんですが。

まず、ともかく何で合名とか合資というのが使われなかったのか、そして今後、この合同会社、どういふところで利用見込みを考えていらつしや

るのか、伺つておきたいと思えます。

○大臣政務官(富田茂之君) 現行商法におきまして合名会社、合資会社は、無限責任社員が存在が必ず必要である、また社員が一人となった場合には解散しなければならぬ、また法人が社員になることができないことなどありまして、株式会社と比べて余り利用されていないというふうな認識しております。

ちよつと数字をお示しさせていただきますが、平成十五年の統計ですが、合資会社が設立されたのは二千二百四十三件、合名会社が二百二十六件という、このような数字になっております。

合同会社の利用見込みについてのお尋ねであります。合同会社は、合名会社、合資会社と異なりまして、有限責任社員のみによる会社形態であります。社員が一人でもいい、また法人も社員になることができること等から、先ほどお示しましたように、創業段階のベンチャー企業やジョイントベンチャー、資産の流動化のための特定目的会社などとして利用されるものと予想しております。

○木庭健太郎君 今、富田政務官からお話があつたように、このいわゆる合同会社の良さというのは、組織変更が本当に柔軟にその後認められていくところなんだろうと私も思つております。ある意味じゃ、これは非常に柔軟な形でいえるんが、何でこんなふうな柔軟にできるまでしてしまつたんだらうかと。メリットがあるからだろうし、また思うんですが、その点、こういういわゆる組織変更のメリットについて局長から伺つておきたいと思えます。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、合名会社、合資会社、合同会社、これらの間において、当事者がそう望みになれば定款の変更によつて他の会社形態に移行することができる、比較的容易というふうな今形容されまして、社員の出退社によりましてその会社類型において

予定されていた有限責任社員と無限責任社員の構成についての要件が満たされなくなつたと、こういう場合に他の会社経営として存続することができると。これをいまして、これによりまして、いったん会社を解散した上でわざわざまた別の会社をつくるというふうな手続を取ることなく、それぞれ別の会社の形態を利用いたしまして事業を継続することができると、こういうことが何といひましてもメリットとなるわけでございまして、当事者のニーズに合った会社形態の利用選択が可能になった、こういうふうに評価していただければと思つておきたいと思えます。

○木庭健太郎君 今日も本当、一日いろんな議論があつていまして、私はいま、例えば、まあいふような意見はございまして、でも、私はやっぱりこの会計参与制度という新たな制度、会計を明確にしていく、それによつて融資を中小企業も受けられやすいようなシステムができていく点。さらに、やっぱりこの最低資本金制度の撤廃という問題。これも両論あります、御批判もあります。でも、私は一円でも起業できるという仕組みを全体的に導入したということ、ある意味じゃベンチャーとか中小企業にとっては大きなメリットだと思つておりますし、さらに加えて、この合同会社制度というこの導入。この三つがそろふことによつて、ある意味じゃ中小企業やベンチャー企業の実務や起業の促進というものに大きな影響を及ぼすものだと考えておりますし、また、是非及ぼさなければならぬとも考えておるわけでございまして。

こういう中小企業やベンチャー企業への実務の影響、起業という観点からこの会社法案のように評価をなさるのか、大臣から感想を伺つて、今日の質問を終わりたいと思えます。

○国務大臣(南野知恵子君) 今委員がおっしゃいましたとおりでございまして、委員の方からもう既に評価をいただいたというふうにも思つております。

これらの施策はいずれも起業の促進やまた中小企業の発展に大いに寄与するものと考えておりまして、そうした意味では、会社法案の改正は大きな意義を有するものと評価しております。

○木庭健太郎君 終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

今日は、会社法案、国民から見て、また中小企業から見てどうなのかという観点で質問をいたします。

会社法の検討をする上で、国民から見分りやすい制度、中小企業からとって使いやすい、そして余計な負担を生じない制度である必要があると思ひますが、こういう考え方が今回の会社法案にどのように生かされているのか、まず大臣からお聞きをいたします。

○国務大臣(南野知恵子君) まず、国民にとつて分りやすいという観点から、会社法案では、これまで商法第二編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律等に分散していた会社に関する規定を会社法案という一つの法典にまとめるとともに、片仮名の文語体の表記を平仮名の口語体の表記に改めている。これは大変読みやすくなつておるわけで、読みやすきようとするところでございまして、分りやすいと、中小企業の方々にも読みやすいということにもなると思つております。

次に、会社制度の利用者の大半を占める中小企業の視点に立つて会社法を見直すという観点から、会社法案では、株式会社と有限会社の会社類型の統合、設立時の最低資本金規制の撤廃、機関設計の規則・規律の柔軟化、会計参与制度の創設など、多くの改正を行うものとしております。

○井上哲士君 御答弁をいただいたわけですが、本当にそうなっているんだろうかということで幾つかお聞きをしていきたいんですが、まず、有限会社の廃止の問題です。

特例有限会社としては継続が許されるわけですが、有限会社制度は廃止をされます。そこで、現行の有限会社制度がどういふふうの評価さ

れてきたのかと、そのことをまずお聞きをしたいと思ひます。

○政府参考人(寺田逸郎君) 現在の有限会社制度は、中小規模の公開会社でない会社で、その社員が株式会社の株主と同じように有限責任の利益を享受すると、こういう仕組みでできているものでございまして。

具体的に申し上げますと、取締役会を設置する必要はないということなど、機関設計が比較的簡素にできるといふことになりまして。また、社員総会の招集通知の発出期限が原則一週間とされているなど、非常に機動的で迅速な意思決定が可能になつております。また、社員以外の者に対しまして持分を譲渡しようとする場合にはこれは逆に社員総会の承認が必要でありまして、閉鎖性の維持というものが容易にできるという仕組みでございまして。そのために、先ほど申したように、非公開会社の中小会社として使い勝手がまあ比較的好いとそれなりの御評価をいただいていたところでございまして。

他方、しかしながら、有限会社ということで別の会社類型としていたために、株式会社と比べますと評価が金融機関その他において劣るということもこれも現実の姿としては言われていることでございまして、どうしても有限会社を、本来は有限会社のような形態を望んでいても有限会社が避けられていくという現実もかねてから指摘されたところでございまして。

また、法制度上は社債の発行が認められていないという点も関係者の間では一つ不便な点として指摘がされていたところでございまして。

○井上哲士君 一昨日の参考人質疑でも、中小企業関係の参考人からは、制度としては非常にうまく機能してきたと、こういうお話でありました。今も使い勝手の良い制度であるという答弁だったわけですね。うまくいっていないのに残っている制度がたくさんある中で、この使い勝手の良い制度をなぜ廃止をする必要があるんだろうかと。今幾つか点がありましたけれども、それ自身は

むしろ制度の改善という形で残していくということも考えられると思うんですが、なぜこの使い勝手の良い制度を廃止をする必要があるんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、有限会社そのものを単体で考えた場合には、おっしゃるとおり、これを廃止すべき理由はそれほど多いわけではないわけではございまして、これを残すというののも一つの考え方であつたろうと思われまして。

しかしながら、他方で株式会社というものがございまして、この株式会社の非常に中小企業向けのものというような形の利用を望む声がありまして、株式会社の中でもそういう企業形態が取れるようにしてほしいと。

現実には、日本の多くの株式会社というのは実際の株式会社法を必ずしも全部遵守してやつてこられていくわけではないと。にもかかわらず、株式会社の形態を取るといふのはそれなりの、先ほど申したような現実の様々な環境における理由があるわけではございまして。

そこで、最近では、むしろ中小会社から将来は大きな会社に飛躍するということをあらかじめ念頭に置いた上で会社を設立していくということもございまして、株式会社全体の枠内で今の有限会社と同じようなことができるようにして、で、有限会社のような中小だけをターゲットにするものではなくて、会社の中で様々な工夫をすることによって大きく成長する余地も残し、あるいは現在の有限会社と同じような形態で残るものも残していくのが合理的じゃないかというように法制審議会で御議論があつたわけではございまして、そういう意味で、今の有限会社は株式会社とむしろ発展的に取り込まれたというように評価していただけののではないかと思ひます。

○井上哲士君 国民の側から見てどうかという問題もこの点でもあるわけですが、国民の方から見れば、会社名を見たときに、まあいわゆる有限会社クラスの企業かそうでないかと、そういうことは区別できるという意味もあつたと思うん

ですね。

現状はそういう有限会社クラスのところであっても株式会社になつていくところもあるといううなお話もあるわけですが、いずれにしても、これ制度としては廃止しても、特例有限会社としては相当長期にわたつて残っていくということになりますと、一定の混乱が避けられないのではないかとこの点がありますし、定款などを一々見なければこの会社の在り方が分からないよりも、ある程度外形的に名前を見れば判断できると、こういう制度の在り方ということも分りやすい、国民から見分りやすいと思われるわけですが、その点は検討されなかつたんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 確かに、私が申し上げたことによつて株式会社制度を統合するということは、いい面ばかりではないわけではございまして。おっしゃるとおり、仮に株式会社Aタイプ、Bタイプ、Cタイプというような名付け方ができるとして、それぞれについて日本語でうまく名前ができれば、それは国民にとつて分りやすいわけでありまして。有限会社法も、今、正に委員がおっしゃつたとおり、仮に有限会社本来ふさわしいものが全部有限会社になつていけば、それはそういう制度を維持するということがむしろ良かったのかもしれないわけでありまして、名は体を表さないということがむしろどちらかというとこの有限会社を株式会社に吸収してしまおうという一つの背景にはあつた、そう踏ん切れたところの理由ではないかと思ひます。

もちろん私も、これが同じ株式会社の中に、債権者にとつて様々な仕組みが余りにドラスティックに違う種類としてあり得るということになりますと、これまたちゅうちよしたところではございまして、有限会社も株式会社も基本的には物的会社、つまり有限責任、構成員が有限責任のある会社という意味では変わりありませんので、そういう意味で、それを全部株式会社に吸収するということがもそれなりに理解をできることではない

かと考えていただければ有り難いところでございます。

○井上哲士君 名は体を表さない現状があるというお話でありました。むしろ、現状をそういう表すような方向に変えるという考えもあつたんじゃないかと思うんですが。

そこで、今後の公告義務等の問題についてお聞きをいたしますが、現行の有限会社法に相当する企業も、株式会社を選択しますと公告義務が課せられると、こういうことになります。従来は、有限会社には公告義務がなくて、株式会社には公告義務があつたわけですね。株式会社の場合は不特定多数から資金を調達することが目的としていますから、経営全般を把握することが難しい個別の投資家に経営状態を知らせるための必要があつたと思うんですが、有限会社はそういうことがないから必要がなかったと、こういうことでまずよろしいでしょうか。従来は有限会社に公告義務が課せられてなかった理由。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、有限会社に従前、公告義務が課されてないわけでありましたけれども、これはどちらかといえますと、これによって受ける負担と社会的に得られるメリットというのを比較いたしました。やはり負担の方が大きいという判断だったかと思えます。

○井上哲士君 そのメリット、デメリットという問題は、名前が変わっても一緒だと思うんですが。

現在、有限会社を選択しているような規模のところは今後株式会社になった場合も、その負担というデメリットというのは引き続きあるわけですね。今までの有限会社でいいますと、取引先も顔見知りばかり、株主も経営者本人だけ、経営面も大規模ではありませんので、大体商売を見ていれば信用状況も把握できるといことがあつたと思うんですが。だから、大体そういう程度のものが今後は株式会社に変わっていくところにある新たに公告義務を課す、その必要性はどこにあるんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 有限会社法制が最初にできたときは、この会社の経理についての透明性ということについての社会的なニーズというのはやはりそれほどではないという、そういう理解だったと思われるわけでありました。しかしながら、今日においては小さな会社においても非常に、先ほども申しましたけれども、大きな商売をする、現にする、あるいは将来する可能性があるわけでありまして、そういう意味では、むしろ会社の透明性についてのニーズというのは極めて高くなっているんだらうと考えております。

本来なら、有限会社のままでも、このような時期においては公告義務を課するという方向に議論が進むところでありましたけれども、それが株式会社になりましたので、むしろ、これまでの株式会社の公告義務というのをそのままの株式会社の形態を従前だったら選択しただろうと思われる対象の会社にも課するというのも、一定の負担はあるわけではありますけれども、それなりの社会的な意義というものはむしろ増しているということから、そのような義務を課してもやむを得ないんじゃないかと、こう考えているわけでございます。

○井上哲士君 私たちも、このいろんな商法、会社法の議論をする上で、透明性の確保、向上ということには言っています。非常に社会的影響力の大きい大企業などもつとこれを確保していくというのは当然だと思うんですが、しかし、やはり身の丈に合った透明性といえますか、ということもあろうかと思うんです。

有限会社といえますと、大体、いろいろありますけれども、夫婦と一人ないし数名の従業員がやっていると、あるいは典型的なイメージとの関係でいいますと、商売における信用というのは、決算がどうなっているかというよりも、財産の状況を含めて経営者個人をかなり見ているということが多いわけですね。赤字は出ているけれども現状では問題なく経営をしているというようにところが、公告をすることによってかえって信用悪化

するということも現実には起こり得るわけですね。この企業会計原則に沿った間違った貸借対照表公告義務を課するというのは企業実態にはそぐわないんじゃないかと、こういうふうにも思っているわけでも、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 私どもも、今の井上委員の企業実態論からいいますと、なかなか厳しい義務だと、負担感がそれほど小さいものではないということも十分に理解できるところであります。

しかし、他方、もう少し会社法制の原点に返って考えてみますと、元々、先ほども個人保証の話が出ましたけれども、すべて無限責任で会社をつくることも、先ほどもお話に出た合名会社、合資会社等であるわけでありまして、にもかかわらず、あえて物的会社、有限責任の会社を利用した以上は、やはりその有限責任という会社の枠を利用するなり負担は負っていただく、こういうところではないかと、それがいかにかに小さいものであれ、今日のようにだれがどういう形で商売をしているのか分からない、非常に市場というものが広がっておりますので、小さな会社でもいろんなところで商売をするわけでありまして、そういう広がりのある社会においては、やはり透明性の確保というのは相当に重要な事項であらうと、こう考えて、法制審議会でもそのような御理解をいただいているところでございます。

○井上哲士君 公告方法は、官報か日刊新聞公告などという電子公告ということになるわけですが、大体どの程度費用掛かると見込んでおられるんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 公告費用は、掲載スペースが決まっているわけじゃないんですけど、なかなか標準額というのもしりませんところでございますけれども、官報の場合はおおむね数万円、日刊新聞紙の場合は、これは相当高くても百万円掛かるわけでございます。ただ、御承知のように、今日では電子公告を利用することができるようになってきておりまして、このホームページ

ジ等の利用による公告であれば、これは非常に最近ですと値段が下がってきておりまして、ウェブサイトにそのものの維持費用でこれが可能になってくると、このように理解をいたしております。

○井上哲士君 ベンチャー企業の話がさっきからもよく出ていますので、そういうところばっかりでもありませんので、安くできるといっても、ウェブサイトを待つこと自身、非常に負担感を持つ会社もあると思うんですね。今のやつぱり厳しい経済状況の中で、一円でも負担を減らしたいというのが実態でもあります。

我々は、情報開示そのものは大いにしなくちゃいけないと、債権者保護の点からそうすけれども、しかし、最初にも言いましたように、実際の有限会社規模のころの実態からいいますと、会社に計算書類等を備え付けるだけで足りるんじゃないかと。継続的取引がある債権者にとつても、年に一回だけしかない公告よりは取引先にある計算書類を見せてもらうというの方が便利ではないかと思うわけで、あえてやはり公告義務を課す必要があるんだらうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) その個々の実情を見ますと、それはいろんな方法の方が合理的と見える場面はあるわけでありまして、それを否定するものではないと思いますが、しかし制度として全体にどうあるべきかというのを考えます場合には、やはりこの公告という制度によってだれでも見られるような仕組みがこの物的会社については望ましいというのがある今日のあるべき姿勢だといえることは、先ほど申しましたように、法制審議会でのむしろ共通の理解でございます。

○井上哲士君 そうしますと、この公告と一体になる会計の問題についてお聞きをしますけれども、企業会計が公正、適正に行われることは当然でありますし、それは企業自身のためであるんだというところは参考人質疑でも強調されたところでありました。

一方で、この計算書類の公告義務によって、会

計原則が一層均一であることが求められてきます。中小企業の場合は、十分な売上げがない場合であっても銀行取引とか公共事業への参入ということでも黒字を出さないとけないということが起きます。その際に、例えば経営者の給料を含む役員報酬を減らして配当で調整するとか、それから減価償却費を多めではなくてむしろ少なめに計上するということもかなり通常行われていることですね。これは税法上は何の問題もない会計処理です。それを、経営者の給料が例えばゼロはおかしい、法定耐用年数より長く使用するので減価償却を少なめに計上したらそれは適正でない、こういうことでしょくし定規にやられますと、これが公告義務と合わせて中小企業に押し付けられるということになりますという様な混乱が起きると思うんですけれども、この点、いかがでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) この会社法案そのものでは、今の問題にされました株式会社法の会計の原則でございすけれども、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うということと規定が置かれているわけでございす。四百三十一条でございす。

会計基準や現行商法の財産評価規定は、ある種の会計事象に対して行うべき会計処理を唯一のものとするのではなくて、公正妥当と認められる今申し上げた範囲で複数の選択肢が認められていると、このように私どもも考えているところでございまして、会社法案においても今の規律が変更されるものではないので、現行法と同様に、それぞれの会社において、複数の会計処理のうちそれぞれの会社にあわしいもの、適切と考えるものを採用すると、こういうことが可能になっております。それぞれ十分にお考えの上に採用していただくたいと考えております。

○井上哲士君 そうしますと、確認しますけれども、例えば現行では商法会計原則とか企業会計原則とか税務会計原則とか、少しづつ違うものがありますけれども、今回、真正でない計算書類の作成、公表というのは会社法上は過料の対象になってい

くわけで、このいずれの原則であっても違法の評価を受けないということで確認してよろしいですね。

○政府参考人(寺田逸郎君) 結論から言うと、そのとおりでございす。

現行の商法での公正な会計慣行として主として認められているのは、企業会計審議会の企業会計原則、あるいは財団法人の財務会計基準機構が定める会計基準、これらが当たりますけれども、決してこれらに限られるわけではございませんで、委員もお話しになられました税法の定める処理方法なども、もちろんこれが公正なものでないといけないうことは当然のことではございすけれども、会計慣行に含まれるということと私どもは理解をいたしております。

○井上哲士君 そうしますと、今、中小企業庁が進めている中小企業の会計というのはどういう位置付けになっていくんでしょうかね。今後、公開を目的としている企業などにこれが言わば強制されるということにはならないということでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは私どもの方からコメントするのが適当かどうか分かりませんが、何回も繰り返すにようになりますけれども、計算規定については唯一の会計処理を強制しているわけではございません。商法の立場というのは、複数の選択肢を示した上で公正妥当な会計処理を認めているわけでございす。

しかしながら、今おっしゃったような中小企業の会計に関する指針について中小企業庁が検討を進められておられます、余りいろいろな整合性がない会計処理というのは望ましくないという立場から、企業会計基準において認められている中小企業の特性を考慮した選択的な取扱い、実務において参考とされている税務会計をも参考としながら、しかしながら、よりどころとすべき会計基準を明らかにされようとしていくわけでありまうと思ひますけれども、そのスタンダードの

中にも様々な考慮要素というものが既に含まれているというふうには私どもは理解をいたしております。

○井上哲士君 繰り返すになりますけれども、やはりこの中小企業の実態に合った柔軟なやり方というのを求めたいと思うんです。

その上で、会計参与の問題についてお聞きをするんですが、まずちょっと法務省、確認しますが、今回会計参与を任意設置ということにしましたけれども、これは企業実態に合わせるということだと思ひますが、なぜ任意設置としたのか、まずお伺ひします。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは中小企業の中で会計事務の取扱いというのをより専門家に任せたい方がより正確になる、あるいはより社会からの信用を得やすくなるというニーズがあり、それに対応するものとしてつくるわけでございす。もちろん、今のままでも取締役等会計事務処理をする責任者がおいでになるわけでありますから、それがそれで十分でございす、この中にももちろん専門家も場合によってはおられるわけであります。そういう企業においてはこれは必要がないわけでありまう。そういう御判断でつくられるものでございすから、これを強制することは避けて任意設置としております。

しかしながら、その対象企業は、私どもは主として、大企業においてはもとと別のいろいろなやり方があるかと考えておりますので対象になりにくいだろうと思ひておりますけれども、法律上は何らの制約を加えておりません。しかし、中小企業において採用されるということが多く期待されるだろうと思ひております。

そういうことで、会計参与というのは、今後、何といひますか、着実に根付いていくということをお私どもは期待をしております。

○井上哲士君 これを置くところが、適切なところか任意に設置をしていくことは結構なことだと思ひますし、参考人の質疑の中でもそれが様々な融資などで有利に働いていくと、言わば御

褒美としてくつ付いてくるというようなお話もありました。

それで、これ埼玉県がやっているスーパースポーツ資金というのがあるんですけれども、これなどは今、日本税理士会連合会がやっている中小企業会計基準適用に関するチェック・リストを添付する者については通常五年の融資期間が七年以内になると、こういうプラスをしている、こういうことがあるわけですね。

ただ、これにとどまらず、そういう例えば会計参与を置くということがむしろスタンダードになつてしまつて、置かないことによって不利な扱いをされるということが今の金融情勢なんかで見ますと、そういうおそれがあるんじゃないかと思ひます。融資を切り替えるときにその条件として会計参与を置くということが例えば金融機関から求められたり、ないしは公共事業への参入の際にそれが求められている形で、實際上、任意と言ひながら強制をされるんじゃないかという懸念の声なども私どもも聞くわけですね。非常に規模によつてはこういうものの設置が過大な負担になるような中小企業もあるかと思ひます。

こういうふうな金融機関などを通じて実質的に強制されるようなことがあつてはならないと思ひますが、この点、金融庁、来ていただいていすけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(鈴木勝康君) 委員御指摘のように、金融機関の一般の融資といひますのは、その融資先の財務状況ですとか資金の使途ですとか返済財源等を的確に把握します。そしてさらに、当該融資先の技術力ですとか販売力とか成長性等もかんがみまして、こういった情報を基に適切な審査を行うわけでございす。そして、融資の実行を決めるものと認識しております。

したがいまして、先ほど御指摘いただきました会計参与については任意ということになつていくことでもありまして、御指摘の会計参与の設置の有無のみをもつて直ちに融資の実行を決めることにはならないものと考えております。

ただ、他方で、金融庁としては、金融機関が適切な融資を行うに当たっては借り手企業の財務諸表の正確性が確保されることが重要だと考えております。今般の会計参与制度の導入は借り手企業の財務諸表の質を高めると、その信頼性の向上に資すると、こういうことを認識していることから、金融機関が企業金融の円滑化を図る上で有用なものとは考えていると思います。

ただ、いずれにいたしましても、金融庁としても、先ほど申し上げましたように、今後とも中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めてまいり所存であります。

○井上哲士君 繰り返しになりますが、こういう会計参与を置くことによって会計の公正、真正性が高まる、そのことによって融資などが受けやすくなる、そのこと自身はいいいことだと思うんですが、しかし、そういうのを設置するの非常にかえってデメリットがあるというところ、今まで強制されるということに事実上なりまうわけで、これは本来の趣旨とは違うんじゃないかと思うわけですね。

その際、今、それ有無のみをもっては見えないという話でありました。しかし、例えばこの間も、いわゆる金融検査マニュアルが大銀行も中小のところも一緒に同じようなことが行われるというように、なにかが問題になったこともあるわけですね。

やはり金融機関の検査の際などに、例えば融資先の中で会計参与が導入されているかどうか、その比率が高いか低いかとか、こういうようなことがチェックの中に入ってきますと実際上分かります。数値的指標などで取られますと、やはり機械的なことが起きてくるかと思うんですが、検査についてはこういうことはちゃんと配慮されるんでしょうか。

○政府参考人(厚木進君) ただいま会計参与制度と金融検査との関係について御質問がございましたので、答弁させていただきます。

金融検査におきましては、金融機関の自己査定

の正確性を検証するに際しまして、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等によりその返済能力を検討するとともに、債務者に対する貸出し条件及びその履行状況を確認し、業種の特性を踏まえるなど、総合的な判断をさせていただいて

いるところでございます。

特に、先生の方から御質問がございました中小零細企業向けの貸出金等につきましては、当該企業の技術力、経営者の資質や、これを踏まえた成長性など、あらゆる判断材料の把握に努めまして、それらを総合的に勘案して債務者区分の判定を行うこととしております。例えば、金融検査マニュアル別冊、中小企業融資編、これは昨年の二月に改訂させていただきましたけれども、その中で、経営者の資質や、これを踏まえた成長性を判断するに際しまして、財務諸表など計算書類の質の向上への取組状況を様々な判断要素の一つとして挙げさせていただいております。

したがって、会計参与を設置することにより財務諸表など計算書類の質の向上が図られてい

ると認められる場合には、当該債務者の債務者区分の判定に当たって様々な総合勘案する要素の一つとなるというふうには考えられます。

しかしながら、財務諸表等計算書類の質の向上の手段としては、先生おっしゃいますように様々な手段が考えられますので、会計参与の設置の有無だけがその判断要素になるとは考えておりません。また、そういう財務諸表等計算書類の質の向上への取組というものは様々な総合勘案する要素の一つでございまして、そのことのみをもって判断する

というわけではございません。

いづれにいたしましても、我々金融庁といたしましては、検査におきましては、今後ともこうした金融検査マニュアル及びその別冊、中小企業融資編に即しましてあらゆる判断材料の把握に努めまして、中小零細企業の経営実態の確かな把握に努めたいというふうに考えております。

○井上哲士君 是非、中小企業の実態に合った運

用をお願いしたいと思います。

最後に、社債問題についてお聞きをいたしました。

これまで有価証券には認められなかった社債の発行が会社法案では認められるわけでありま

す。

○政府参考人(寺田逸郎君) 現行の有価証券に

ついては、元々非常に非公開的な性格の会社でございまして、社債を発行することは認められていなかったわけでございます。ただ、今日のように、会社の類型で必ずしも会社の実態が一義的に判断できないような状況になってまいりますと、小さい会社、非公開的な会社だからといって必ずしも社債のような大量の債券のニーズがないという

ことは言えない状況になってきております。必然的にそうでなければいけないという規制をする必要はないんじゃないかというところから、今回、その点の見直しをしたものでございます。

○井上哲士君 監査役も置かないような、現行で

いような有価証券規模のところも、それから合同会社のように内部規律に関する規制が事実上ないようなところも含めて社債発行が認められるということになるわけですが、さらに一円企業ということになりますから、そういうところも含めて社債発行が認められると。

そうなりますと、この間いろんなこれに関するトラブルとか被害が起きているわけで、そういうことを助長する温床となると、こういうおそれがあると思うんですが、その点はいかがでしょう

か。

○政府参考人(寺田逸郎君) 法律的にいいま

す。

と、この社債を発行することができるとい

うことは、基本的には、もうその債券でお金の貸し借りをすることはできるということではござい

ます。

○政府参考人(寺田逸郎君) 法律的にいいま

す。

○井上哲士君 時間ですので、終わります。

○委員長(渡辺孝男君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時十分散会